

山間農村と大都市近郊地域の比較による  
地域社会構造変動の実証的研究

(課題番号 12610167)

平成12年度～平成13年度科学研究費補助金(基盤研究C(2))研究成果報告書

平成14年3月

研究代表者 白井宏明  
(埼玉大学教育学部)

埼玉大学附属図書館



998005269

正誤表

ページ	行	誤	正
5	26	「町村合併をしない…」	「市町村合併をしない…」
6	1	「町村合併をしない…」	「市町村合併をしない…」
6	2	「町村合併特例法」	「市町村合併特例法」

遅れて返却すると、遅れた日数分の貸出停止となります。

	返却期限日		返却期限日
1		13	
2		14	
3		15	
4		16	
5		17	
6		18	
7		19	
8		20	
9		21	
10		22	
11		23	
12		24	

## は し が き

この報告書は、平成12年度及び平成13年度科学研究費補助金 基盤研究(C)(2)「山間農村と大都市近郊地域の比較による地域社会構造変動の実証的研究」の成果報告である。

本研究の主目的は、一方では若年層の流出他方では来住人口の増大という相反する要因によって、ともに農業の衰退を招いた地域を比較することによって、日本の農業地域の社会構造変動を実証的に明かにすることであった。そのために山間農村の事例として福島県東白川郡矢祭町、大都市近郊地域として埼玉県蓮田市を選定し、前者については、同町内にある20の全行政区の区長を対象とした面接による聞き取り調査(2001年9月)、後者については同市内にある100自治会の全自治会長を対象としたアンケート調査(2000年9月)を実施した。それとともに両地域の各種役職者及び古老等に繰り返しインタビューを行い、加えて行政文書、区有文書、自治会文書などの関連資料の収集・整理・解読を行った。

本報告は上記の調査データに基づいて、2つの地域の自治会及び行政区に焦点を当てた分析を中心として構成されている。これに加えて矢祭町については、豊富な区有文書を残している宝坂について主に昭和戦前期以降の村落機構の変動を跡付け、さらに筆者がこの村落の全世帯を対象に、1980年以降ほぼ10年おきに3度にわたって実施した世帯調査のデータをもとにした山間農村における家族変動の分析を行った。

なお本調査研究の実施に際しては、蓮田市自治会並びに自治連合会の役員の方々、蓮田市郷土資料館職員の方々、矢祭町行政区区長の方々並びに同町教育委員会職員の方々に一方ならないお世話になった。また資料整理の過程では、埼玉大学教育学部社会学研究室的の卒業生並びに大学院生諸君の協力を得た。記して感謝の意を表したい。

研究組織 研究代表者：白井宏明(埼玉大学教育学部教授)

交付決定額(配分額)	直接経費	間接経費	合計(千円)
平成12年度	1,200	0	1,200
平成13年度	900	0	900
総計	2,100	0	2,100

埼玉大学附属図書館



998005269

埼大コーナー

## 目 次

第一章 対象地域の概況	1
第一節 埼玉県蓮田市	1
第二節 福島県東白川郡矢祭町	4
第二章 地域自治組織の展開	8
第一節 蓮田市の自治会	8
第二節 矢祭町の行政区	1.8
第三章 矢祭町宝坂の事例分析	3 1
第一節 家族の変容	3 1
第二節 村落機構の展開	4 1
付属資料	4 9
終章	5 4

## 第一章 対象地域の概況

### 第一節 埼玉県蓮田市

蓮田市は、人口 64,386 人、世帯数 21,489 (2000 年国勢調査)、東京都心から 40km 圏内に位置する、埼玉県東部の近郊都市である。現在の蓮田市域は、1954 年、互いに隣接する蓮田町、黒浜村、平野村の合併により誕生した蓮田町に、岩槻市大字川島及び大字馬込の一部(旧河合村の一部)が 1956 年に加わり成立した。合併時の蓮田町は、人口 20,016 人、世帯数 3,290 (1955 年国勢調査)で、JR 宇都宮線(合併当時は東北本線)蓮田駅の周囲に町場が形成されていたとはいえ、就業人口の過半数(約 55%)を第一次産業就業者が占める、米麦を中心とした平地の農村地帯であった。

しかし市域の東南部で埼玉県最大の都市大宮市(現さいたま市)に隣接し、JR 宇都宮線に加えて国道 122 号線が市域内をほぼ南北に縦貫し、また県道大宮栗橋線が市域内で国道 122 号線と交わっている等の状況から、経済の高度成長の時期以降に急速な人口流入が続き、1970 年には人口 3 万人を超えて、1972 年市制を施行して現在に至っている。人口の流入は 1980 年代まで続くが、1990 年代に至り落ち着きを見せている(表 1 参照)。

こうした状況に対応して、高度成長期以降、農地の主に住宅地への転用と農業就業人口の減少が進んだ。藤田らの集計によると、農地法 4 条・5 条による蓮田市の農地転用面積は、1956 年から 1969 年までの 14 年間で約 201ha、年平均 14.4ha、1970 年代の 10 年間で約 167ha、年平均で前の時期を約 2.3ha 上回り、1980 年代の 10 年間では約 96ha、年平均では前の時期を 7.1ha 下回る。農地転用は 1970 年代にピークとなり、1980 年代に入ると次第に収まってきていることが分かる(2000.3、藤田直晴他「都市近郊農業地域の現状と問題点—蓮田地域を事例として—」、『駿台史学』109、p.110)。

農業就業人口についてみると、1955 年に過半数(4747 人、54.9%)を占めていた第一次産業就業者が、以後実数、割合ともに減少し、1985 年には、実数で 1650 人、割合では 6.8%になった(表 2)。これを農家数でみると、1960 年に実数で 1683 世帯、農家率で 46.1%であったものが、2000 年には実数で 966 世帯、農家率で 4.5%まで減少した。尤も表 3 にみるように、農家数そのものは、1960 年以降の 10 年間ごとに約 200 世帯ずつの減少であり、農家率の減少にみられるほどの急激な減少ではない。むしろ顕著なのは、1960 年から

1970年の間での専業農家の激減と第Ⅱ種兼業農家の激増であり、その後専業農家は数を減らしつつも総農家数の約一割強を維持している。これに対して第Ⅱ種兼業農家は、1970年以降も実数、割合ともに急速に増加し、1990年には総農家数の約77%を占めて、この割合は2000年においてもかわらない。対照的に1970年以降減少したのは第Ⅰ種兼業農家であり、1990年には専業農家と同じく、総農家数の約一割強の割合となっている。つまり蓮田市の農業は、高度成長期以降の都市化圧力を受けて全般的に衰退しつつも、これには第Ⅱ種兼業農家の増加で対応し、1990年代にも、それぞれ総農家数の一割強の専業及び第Ⅰ種兼業農家を維持しており、この点で蓮田市は、大都市近郊の農業地域ともなっている。なおこの専業農家・第Ⅰ種兼業農家・第Ⅱ種兼業農家の割合は、次にみる福島県矢祭町の1995年のそれと、ほぼ同じである(表17参照)。勿論農家率に決定的な差異があり(矢祭町は1990年で73.2%)、専兼別割合の符号は偶然に過ぎないが、一方は「都市化」、他方は「過疎化」といういわば逆方向の圧力によって生じた農業の衰退を象徴するような数値ではあるように思われる。

いずれにしても、蓮田市域におけるこうした農業を巡る状況は、当然のことながら農業の経営作目の変化を伴っており、大まかにいうと、米麦中心の農業から、米・野菜・果実を中心とした近郊型農業への変化である。この変化はやはり1960年代に進行しており、1960年と1970年の主要農産物の粗生産額(単位100万円)でみると、1960年には第一位:米(237、43%)、第二位:麦(107、19%)、第三位:果実(68、11%)であったものが、1970年には第一位:米(480、39%)、第二位:野菜(268、21%)、第三位:果実(201、16%)となっている。1970年の状況はその後も続き、1989年でも、第一位:米(858、35%)、第二位:果実(544、22%)、第三位:野菜(431、18%)である(市役所資料による)。

この変化の中で注目されるのは、果実の伸びであり、その中心は梨である。蓮田の梨は、戦後の比較的早い時期から導入されていたが、その中心は北部の旧平野村にあった(表4参照)。このため蓮田市の農業地域は、大まかにいうと梨を中心とした北部(旧平野村)と米を中心とした南部(旧黒浜村)とに大別されるが、これに宅地化の影響及び主要幹線道路(バイパスを含む国道122号線・県道大宮栗橋線)沿線を中心とした各種工場・倉庫の立地が加わり、実際には集落毎に農家率や第Ⅱ種兼業農家率にばらつきがみられ、一種のモザイク状の集落景観を呈している。

表1 蓮田市の人口の変遷 (単位:人)

年次	1955	1960	1965	1970	1975	1980	1985	1990	1995	2000
人口	20016	20743	25070	31934	39043	45594	53911	59703	63920	64386
増加率		3.6	20.9	27.4	22.3	16.8	18.2	10.7	7.1	0.7

(資料出所:国勢調査)

表2 産業別就業人口 (単位:人)

年次	1955	%	1965	%	1975	%	1985	%
第一次産:	4747	54.9	3382	27.6	2209	12.6	1650	6.8
第二次産:	1319	15.3	4376	35.7	6991	39.8	8901	36.4
第三次産:	2573	29.8	4485	36.7	8357	47.6	13885	56.8
合計	8639	100.0	12243	100.0	17557	100.0	24436	100.0

(資料出所:国勢調査)

表3 専兼別農家数及び農家率

年次	実数 (戸)					割合 (%)				
	1960	1970	1980	1990	2000	1960	1970	1980	1990	2000
総農家数	1683	1498	1280	1150	966	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
専業農家	566	171	155	139	108	33.6	11.4	12.1	12.1	11.2
I兼農家	790	650	309	130	118	46.9	43.4	24.1	11.3	12.2
II兼農家	327	677	816	811	740	19.4	45.2	63.8	70.5	76.6
農家率(%)	46.1	20.9	10.4	6.5	4.5					

(資料出所:農林業センサス)

表4 梨の旧町村別栽培農家数と栽培面積(単位:戸・ha)

年次	19 75		19 80		19 85		19 90	
	農家数	面積	農家数	面積	農家数	面積	農家数	面積
蓮田町	91	26	86	25	81	26	74	26
黒浜村	28	8	26	7	21	7	19	7
平野村	208	69	198	68	171	70	161	75
河合村	10	3	9	3	8	2	6	2
合計	337	106	319	103	181	106	260	111

(資料出所:農林業センサス)

## 第二節 福島県東白川郡矢祭町

矢祭町は、福島県中通地方の最南端、茨城県と境を接する奥久慈の山間に位置する町である。東に阿武隈山系、西に八溝山系の山々が連なり、町の中央に久慈川が流れる。久慈川に沿った中央部の平地（ほぼ標高 115～200m）と、東西の両山系を源とする幾筋もの久慈川の支流や沢が作った谷あい（ほぼ標高 400～650m）とに、耕地と集落が拓かれており、中央部久慈川沿いの国道 118 号線の両側に形成されている市街地を除けば、阿武隈、八溝両山系の山間に、ほぼ 20 戸内外の集落を点在させている。

したがって町の総面積 119k m<sup>2</sup>中、その約 8 割は山林面積で占められ、耕地面積は約 1 割に過ぎないが、2000 年の国勢調査及び農林業センサスでみると、町の総人口 7062 人中、4131 人は農家人口で占められ（約 58%）、農業を基軸とするこの町の産業のあり方が示されている。1960 年から 1980 年までの人口と世帯数の変遷は表 5 の通りであるが、経済の高度成長の時期を通じて人口流出の続いたことが分かる。ただし世帯数の減少は 1970 年代以降停滞しており、いわゆる「挙家離村」型の人口流出ではない。なお役場資料でみると、1990 年の人口は 7650 人、同じく 1995 年 7420 人、2000 年 7352 人となっており、やはり人口の減少は続いているが、国勢調査による 2000 年の世帯数は 1933 世帯で、1960 年代の水準を回復している。これには、1980 年代以降取り組まれた工業団地造成による企業誘致や住宅団地「矢祭ニュータウン」の造成などが貢献しているものと思われ、温泉掘削による「ユール矢祭」の建設やその他の農業振興策と合わせて、1980 年代以降のいわば「過疎対策」施策が一定の成果を挙げているように思われる。

そこで矢祭町の産業の基軸となっている農業の状況であるが、まず専業兼業別農家戸数の変遷は表 6 に示した通りである。経済の高度成長の時期を通じて、農家数、専業農家及び第 I 種兼業農家数ともに減少する中、第 II 種兼業農家のみが増加している。そしてこの傾向は 1980 年代以降も続き、農家戸数でみると、1990 年で 1046 戸、2000 年では 937 戸となっている（農林業センサス）。このため高度成長期を通じて 60%台を維持してきた農家率は、2000 年には 48.5%に減少している。さらに 1980 年以降の農業の状況を幾つかの指標で捉えてみると（表 7）、1980 年～1990 年の 10 年間で、平均経営耕地面積は 80a で変わらないが、農業就業人口、60 歳未満就業人口、年間 150 日以上就業人口、農業所得はいずれも減少している。ただ農業粗生産額は 40.5%の増加をみせており、上層農家（経営耕地 3ha 以上及び販売額 500 万円以上農家）の増加と合わせてみれば、矢祭町の農業



内部での階層分化が進行していることがうかがえる。

この点を主要な農作物の変化で見ると（表8）、1980年以降の時期に大きな変化のあったことが分かる。即ち、近世末以来この地域の主要な商品作物であった蒟蒻が栽培されなくなったことである。蒟蒻は価格変動の激しい作物であるが、この地域ではほとんどの農家が栽培をしていた。しかし1980年代以降の価格の低下によって、1990年代には作付面積、農家数ともに減少しており（農林業センサス集落カード）、2000年に至ってはほぼ壊滅したのである。表7でみた1980年～1990年間の農業所得の減少は、このことの反映であろう。また2000年の農家数937戸中には、204戸の「自給的農家」（農林業センサス）を含むが、この数値には農業就業人口の高齢化とともに、蒟蒻の壊滅という事情が関わっているものと思われる。詳細な分析は後に回さざるを得ないが、米や幾つかの野菜では作付面積の減少にもかかわらず収穫高は増大している点など考えれば、矢祭町の農業では、経営の集約化が可能な農家とそれが不可能な農家との格差が大きくなっているのではないかとと思われる。

ところで現在の矢祭町の成立は1963年の矢祭村の町制施行によるが、現在の町域は1955年の旧豊里村と旧高城村の南部との合併による矢祭村の成立と、その後の旧石井村の三地区（中石井、下石井、戸塚）の矢祭村への編入（1957年）によって確定している。したがって矢祭町の町域は、旧豊里村（後に述べる現在の行政区のうち、山野井・金沢、東館一館本・桃ノ木・石田・上野内、宝坂、高野谷地、小田川、下関河内、上関河内、追分・馬渡戸、高山一高野・山下が含まれる）、旧石井村の一部（前述）及び旧高城村の一部（茗荷・内川・真木野・関岡）が合併して成立したものであり、旧石井村と旧高城村の他の一部は隣接する埴町に合併している。この合併経緯の詳細に触れる余裕はないが、これらはすべて1889年の町村制施行によって成立した行政村であって、旧豊里村を除く二つの旧行政村のいわば分村合併は、旧藩制村を基盤とした大字の範囲を単位とする離合集散であった。つまり旧藩制村範囲の社会的統合は、この時期においても、行政村の政治的単位として機能していたのである。

なお矢祭町議会は、2001年10月31日に『町村合併をしない矢祭町宣言』（資料1参照）を決議して、近年の全国的な合併への動きの中で波紋を呼んでいるが、この中にも「昭和の大合併騒動」として昭和30年代の合併が言及されており、「騒動」のしこりは現在にまで影響していたのである。

## 資料1 2001年10月31日 町村合併をしない矢祭町宣言

国は「町村合併特例法」を盾に、平成17年3月31日までに現在ある全国3239市町村を1,000から800に、更には300にする「平成の大合併」を進めようとしております。国の目的は、小規模自治体をなくし、国家財政で大きな比重を占める交付金・補助金を削減し、国の財政再建に役立てようとする意図が明確であります。市町村は戦後半世紀を経て、地域に根ざした基礎的な地方自治体として成熟し、自らの進路の決定は自己責任のもと意思決定する能力を十分に持っております。地方自治の本旨に基づき、矢祭町議会は国が押しつける町村合併には賛意できず、先人から享けた郷土「矢祭町」を21世紀に生きる子孫にそっくり引き継ぐことが、今、この時、ここに生きる私達の使命であり、将来に禍根を残す選択はすべきでないと判断いたします。よって、矢祭町はいかなる市町村とも合併しないことを宣言します。

### 記

1. 矢祭町は今日まで「合併」を前提とした町づくりはしてきておらず、独立独歩「自立できる町づくり」を推進する。
2. 矢祭町は規模の拡大は望まず、大領土主義は決して町民の幸福にはつながらず、現状をもって維持し、木目細かな行政を推進する。
3. 矢祭町は地理的にも辺境にあり、合併のもたらすマイナス点である地域間格差をもちに受け、過疎化が更に進むことは間違いなく、そのような事態は避けねばならない。
4. 矢祭町における「昭和の大合併」騒動は、血の雨が降り、お互いが離反し、40年過ぎた今日でも、その痕は解決しておらず、二度とその轍を踏んではならない。
5. 矢祭町は地域ではぐくんできた独自の歴史・文化・伝統を守り、21世紀に残れる町づくりを推進する。
6. 矢祭町は、常に爪に火をともし思いで行財政の効率化に努力してきたが、更に自主財源の確保は勿論のこと、地方交付税についても、憲法で保障された地方自治の発展のための財源保障制度であり、その堅持に努める。

以上宣言する。

平成13年10月31日

福島県東白川郡矢祭町議会

表5 人口と世帯数の変遷(矢祭町)

年次	1960	1965	1970	1975	1980	1990	2000
人口(人)	11,074	10,268	9,211	8,540	8,144	7,650	7,352
世帯(戸)	1,944	1,938	1,822	1,895	1,893	-	1933

(資料出所:町役場資料)

表6 農家戸数の変遷(矢祭町)(単位:戸)

年次	1965	1970	1975	1980
総農家数	1260	1251	1210	1149
専業農家	272	157	178	128
I兼農家	641	688	544	430
II兼農家	347	406	478	591
農家率	65.1	68.7	63.9	60.7

(資料出所:農林業センサス)

表7 農業指標(矢祭町:1980~1990)

項目	1980	1990	増減率(単位)
総農家数	1149	1046	-8.9(戸)
農業就業人口	2114	1515	-28.3(人)
60歳未満就業者	1519	710	-53.2(人)
150日以上就業者	1307	673	-48.5(人)
農業所得	1097	712	-35.0(百万円)
農業粗生産額	1810	2544	40.5(百万円)
1戸当経営耕地面積	80	80	-0.3(a)
1戸当農業所得	954	681	-28.6(千円)
3ha以上経営農家	3	12	300.0(戸)
500万円以上販売	13	28	115.3(戸)

(資料出所:活力辞典)

表8 主要農作物(単位:ha.t)

作目	1981		2000	
	作付面積	出荷高	作付面積	収穫高
こんにゃく	404	3,243	-	-
米	429	1,846	390	1,920
きゅうり	12	647	6	315
大根	18	483	18	585
トマト	6	482	4	250
白菜	15	287	10	304
じゃがいも	11	165	11	230

(資料出所:1981は役場資料、2000は農林業センサス)

## 第二章 地域自治組織の展開

前章で述べたように、本研究で対象とした二つの地域—埼玉県蓮田市と福島県矢祭町—は、高度成長期以前には、平地農村、山間農村の違いはあれ、いずれも農村地域であった。しかし高度成長の時期を通じて、前者は来住人口の増加により東京の近郊都市となり、後者は人口流出により過疎地域となった。こうした違いにも拘わらず、両地域ではいずれも農家の兼業化が進み、農家戸数も減少し、全般的に農業は衰退した。両者は、「過密と過疎」という高度成長期を通じて進行した日本の地域社会における特徴的な事態を、それぞれに体现している地域であるといえる。本研究は、このような二つの地域の比較を通じて、戦後の地域社会構造の変動を理解しようとするものであるが、本章では、地域自治組織に焦点を当てて、その様態を明かにしたい。

ここで地域自治組織と呼んでいるのは、具体的には蓮田市における「自治会」と矢祭町における「行政区」を指すが、両者とも自治体行政と住民とを媒介する地域組織である。一面では行政を補完する働きをしながら、他面では住民の地域生活の結節点ともなっている。住民の地域生活が行政との関わりを抜きしては成立しないとすれば、その在りようは、これらの地域自治組織の様態に直接反映するであろう。

### 第一節 蓮田市の自治会

**概要** 蓮田市において「自治会」と称する地域組織を全市（当時は蓮田町）的に設置しようとする動きが出るのは、1956年のことである（資料2参照）。周知のように、戦時体制下における「町内会・部落会」は、戦後、占領下におけるGHQ指令に基づき「廃止」されていた。しかし住民の生活を支える地域的な組織は実質的には存続していたし、これとのつながりなしに行政の具体的な事務遂行が行われていたわけではない。蓮田市域における各町村では、おそらく戦時中の「町内会・部落会」の置かれていた範囲を基準にして、「自治委員」（旧蓮田町）、「部落委員」（旧黒浜村）、「常設委員」（旧平野村）、「連絡委員」（旧河合村）と称する行政との連絡に当る役職を置いていたようである。資料2の『蓮田町自治会及自治委員設置要領（委員会試案）』（以下『要領』と略記、総務課資料）では、これを「自治委員」という名称に統一して、そのいわば「管轄」する範囲に「自治会」を設置することになっている。しかしこの『要領』は「試案」であり、実際に決定・実施されたものではないようである。

というのも、1958年1月10日付け『蓮田広報』第46号に「自治員と改称 部落、自治、常設、各委員」と題する記事が掲載されており、合併前の旧町村毎の名称の役職が相変わらず置かれていたことが述べられており、統一される名称も「自治員」となっているからである。しかし1966年に設立された蓮田町自治連合会の『蓮田町自治会連合会会則案』（総務課資料、以下『会則』）では、その第一条で「本会は、蓮田町自治会連合会…と称し、蓮田町内の各区長及び自治会会長をもって組織し、事務所を蓮田町役場内に置く」と規定している。これからみると、この時期つまり昭和40年代には「自治会」「自治会長」という名称が一般化している一方で、「区長」という名称も並存していたことが窺える。「区長」は、周知のように、明治の町村制の規定によって設置することができるとされた役職であり、多くは大字村落単位に置かれたものであった。蓮田市域の旧町村での状況は確認していないが、聞き取りでは、現在の自治会の範囲に「区長」が置かれていたという自治会もあり、農村部では日常的にはこの名称が使われていたものと思われる。なお市役所の行政文書で「自治員」の名簿が保存されているのも昭和41年度（1966年）からであり、この連合会の設立が、蓮田市域での「自治会」という名称一般化の一つの画期であったと思われる。

ただここで問題となるのは「自治員」と「自治会長」の関係であるが、聞き取りでは、どの自治会でも自治会長が「自治員」となっている。先に触れた『蓮田広報』第46号の記事でも、「各部落の自治一切を担当し、あるいは、役場との連絡等、真に多忙な日々を送ってくださる自治委員（蓮田地区）部落委員（黒浜地区）常設委員（平野地区）のご苦勞に…」と述べており、名称はどうであれ「部落の自治一切を担当し…役場との連絡」に当たっていると認識されているのが「自治員」であり、要するに地域自治組織の長である。地域自治組織が「自治会」と称するようになれば、それは「自治会長」の他にはあり得ないであろう。

ところで資料2の『要領』では、「町は町の住民が相互の親睦と福祉を図り、町政に協力するため別表の単位に団体を組織したときは、自治会を設置したものと認め、住民自治に関する広報、連絡等、総てこの会を通じて行うものとする」（第一条）と述べ、さらにその第四条で、「委員は、その区域の住民福祉の増進を図り、町政の運営に関しては、町長の諮問に応ずる等、町勢の発展のため努力するものとする」としている。つまり『広報』でいう「自治員」がここでは「自治委員」であり、それがいわば「管轄」する地域組織を「自治会」と呼ぼうとしているわけである。しかしここで考えられている「団体」は、実際に住民の地域自治組織であったのだろうか。そこで第一条でいう「別表」をみると、蓮田地区が17区（1782戸）、黒浜地区が11区（875戸）、平野地区が7区（602戸）、河合地区が2区（99

戸)、合計 37 の区域が設定されている。この区域の設定は、ほぼ 100 戸前後を目途に、大字ないし小字集落及び町内を基準にしているものと判断されるが、この文書に付されている『自治委員、部落委員、常設委員、連絡委員等に関する調査』（総務課行政文書、以下『調査』と略記）によれば、蓮田地区（「自治委員」）が 11 区、黒浜地区（「部落委員」）が 25 区、平野地区（「常設委員」）が 5 区、河合地区（「連絡委員」）が 3 区に区分けされており、「自治会」の設定区域は、戸数を目途に分割・統合して設定されたものと考えられる。例えば平野地区では大字（根金、井沼、駒崎、上平野、高虫）毎に「常設委員」が置かれていたが、この『要領』では高虫と根金がそれぞれ 2 つに分割されている。

平野地区の例を現在との対比で見れば、5 つの大字全てに 2 つの自治会があり、さらに来住者の増加により根金大山が昭和 40 年代に分離している。また同じ時期に作られた平野団地も独立した自治会を作っており、合計 12 自治会となっている。しかし聞き取りによれば、5 つの大字全てにおいて「自治会長は 2 人いるが、自治会としてはひとつ」という言い方をしている。上平野では「回覧版などの受け持ち範囲をカミ（西部）・ナカ（中部）とシモ（東部）とに分かれていて、2 人の自治会長がそれぞれ分担している」という。このカミ・ナカ・シモの区分は「昔から変わっていない」といい、それぞれの範囲に農家組合が組織されており、またそれぞれから評議員が 3 名ずつ選出されており、モガリ（藻刈り）やコサギリ（小枝切り）などのゴウブシン（郷普請）は「自治会長と評議員が相談して決める」というから、『要領』でいう「自治会」つまり「住民が相互の親睦と福祉を図り、町政に協力する」ための団体は大字の範囲に組織されていることになる。なお「行政に協力」に関しては、例えば「代表が必要な時には、2 人の自治会長が一年交替で務める」としている。

他方黒浜地区の場合は、例えば『要領』では、大字江ヶ崎が 2 つに分けられているが、『調査』では、江ヶ崎前、江ヶ崎後、江ヶ崎馬場、寺前、天神台のそれぞれに「部落委員」が置かれていた。現在の状況は、それぞれが前側、後側、江ヶ崎馬場、寺前、天神台、みずほ団地（住宅開発により昭和 40 年代に独立）として独立した自治会となっている。ただしこの 6 つの自治会が参加して「江ヶ崎連合自治会」が組織されており、この連合自治会では、上平野のゴウブシンに当る用排水路の管理作業やコサギリ、それに江ヶ崎地区納涼大会が事業計画に組み込まれている。勿論作業の実際は各单位自治会ごとに行われているようであり、また老人会、子ども会などへの助成や旅行会あるいは募金や広報の配布などの行政協力も単位自治会ごとに行われているから、これは独立した自治会である。なお農家組合は各单位自治会ごとに組織されており、自治会総会資料などによると、組合長は自

治会役員になっている。

以上に述べた上平野と江ヶ崎はいずれも農業地域の自治会であるが、その組織のされ方は対照的である。いずれも大字の範囲に生活の共同組織を維持している点では共通しているが、上平野ではそれを単一の自治会としているのに対して、江ヶ崎ではそれを連合自治会として、単位自治会は大字内の小字集落の範囲に組織されている。つまりいずれの場合も、『要領』でいう「自治会」とは異なった範囲・区分に自治会を組織しており、自治会が単に行政補完のための組織ではないことを示している。

なお蓮田市では、1979年に新たに『蓮田市自治員設置規則』を設け、その第三条で「自治員」の職務を定め、広報・回覧等の配布、自治会の発展・向上、市からの依頼事項の処理と自治会との連絡調整に限定している。つまり「自治員」は行政と自治会との連絡のための役職であり、少なくとも文面上は、自治会長である必要はないことになっている。したがって自治会は『要領』にあるような「町政に協力するため」の団体である必要はなくなっている。詳細は割愛せざるを得ないが、こうした『規則』制定の背景には、都市化による住民意識の変化があったものと推察される。したがって現在の蓮田市における自治会の様態は、実際には多様であり、上にみた農業地域のようなあり方が全体を代表するわけではない。以下においては、2000年9月に実施した自治会長を対象としたアンケート調査（回収率88%）の結果を、聞き取り調査の結果とともに概観する。

#### 資料2. 1956年2月17日 蓮田町自治会及自治委員設置要領（委員会案）

第一條 町は町の住民が相互の親睦と福祉を図り町政に協力するため、別表の単位に団体を組織したときは、自治会を設置したものと認め、住民自治に関する広報、連絡等総てこの会を通じて行うものとする。

第二條 会はその規約及会員並役員の氏名を町に届出する。

第三條 町長は会の長をその地域の自治委員(以下「委員」という)として委嘱する。

第四條 委員はその区域の住民福祉の増進を図り、町政の運営に関しては町長の諮問に応ずる等、町勢の発展のために努力するものとする。

第五條 会は各地区毎に地区連合会を、地区連合会は町連合会を設ける。

第六條 委員の任期は二年とする。但し補欠委嘱したる者の任期は前任者の残任期間とする。

第七條 委員には別に定める給与條例により手当を支給する。

第八條 この要領に定めるものの外、必要な事項は町長が之を定める。

自治会数の変遷（表 9） 全体を通してみると、自治会数は、1965 年から 1995 年の 30 年間でほぼ倍増しているが、増加のピークは、1975 年から 1985 年の 10 年間であることが分かる。この理由は言うまでもなく来住世帯の増加である。上に述べた 1979 年の「自治員」に関する『規則』のあらたな制定も、こうした事情を基本的な背景としているであろう。また自治会数の変遷を地区別にみると、この増加を主に担っていたのは蓮田地区と黒浜地区であり、これはこの両地区に住宅開発が進行したことと対応していると考えられる。

『規則』では、50 戸を超えることが「自治員」を置く目安とされており、新たに開発された住宅地では、世帯の増加によって地域的に分割されて、新たな自治会が分立している場合が多い。これに対して平野地区では、上にも述べたように期間全体を通して僅かの増加に留まっているが、平野地区でもこの期間に世帯数は大きく増加しており、来住世帯が地域的に纏まっている場合—根金大山と平野団地—以外は自治会の分立は行われていない。これについては、自治会の組織についての考え方の違いも反映しているものと思われ、来住世帯の増加が直ちに自治会数の増加に結びつくわけではないようである。

自治会の規模（表 10） 一自治会当りの平均世帯数は表 9 に示した通りであるが、表 10 は、それを地域類型別にみたものである。ここでの地域類型は、自治会長へのアンケートにおいて、自治会が設置されている範囲の地域特性を質問した結果に基づいて設定したものであるが、「農・住地域（1）」は「農家の多い農業地域」、「農・住地域（2）」は「勤め人の方が多数の農業地域」、「住宅地域」は「勤め人の多い住宅地」、「中・高層住宅」は「中・高層の集合住宅」、「商・住地域」は「商業地域」を指す。回答者の判定に基づくものであるから、厳密な意味での地域類型ではないが、大まかな傾向は読み取れるであろう。「農・住地域」では（1）・（2）合わせてみると、100～150 戸未満にピークがあり、また 50 戸未満が相対的に多く、全体に小規模なものが多い。これに対して「住宅地域」では、150～200 戸未満を境にして大規模・小規模の両側に分散しており、「中・高層住宅」も同様である。これは住宅開発の規模の大小に影響されていると考えられる。また「商・住地域」でも同じ傾向の分布をしている。

未加入世帯の割合（表 11） 未加入世帯無と 5%未満合わせて、64 自治会であり、回答数（88）の約 73%になる。5%未満の内では「未加入は 1～2 世帯」という自治会も多く、組織率の高い自治会が多い。特に「農・住地域」と「中・高層住宅」で組織率の高い自治会が多く、これに対して「住宅地域」では未加入者の割合の高い自治会が相対的に多い。一部



の自治会での聞き取りでは、「一戸建の世帯は自治会に入るが、アパート居住の世帯は入らない人が多い」という。未加入者への働きかけについては、「役員（班長という場合が多い）が説明して入ってもらおう」という自治会が多いが、「申し出による」としているところもあって、必ずしも一様ではない。少なくとも、所謂「ぐるみ加入」を当然とする考えは弱まっているといえよう。

自治会長の属性 まず自治会長の年齢であるが、回答数 88 自治会長の内訳は以下の通りである。

30 歳代：1 (1.1%)、40 歳代：9 (10.2%)、50 歳代：22 (25%)

60 歳代：38 (43.1%)、70 歳代：16 (18.2%)、不明：2 (2.3%)

60 歳代が中心で、50 歳代、70 歳代がこれにつぎ、86.3%を占めている。この分布傾向は地域類型でみても基本的には変わらないが、30 歳代・40 歳代の自治会長がいるのは、「住宅地域」と「中・高層住宅」である。新興の住宅地では居住世帯の年齢層が類似する傾向があるが、比較的新しい住宅地に年齢の若い自治会長が多ということであろう。

つぎに自治会長の職業は以下の通りである。

無職（パート・嘱託を含む）：32(36.4%)、常用勤務者（会社員・教員・議員）：26(29.5%)  
自営業（会社役員を含む）：14(16.4%)、農業：8(9.1%)、主婦：3(3.4%)、不明：5(5.7%)

無職が多いのは、年齢層の高さに対応しているが、自営業よりも常用勤務者が多いのは、住宅地化した地域の特徴を反映しているであろう。なお「商・住地域」にも自営業の自治会長はなく、また「農・住地域」でも農業(5人)は常用勤務者(5人)と同数であり、これらよりも無職(9人)の方が多く、農業は「住宅地域」の自治会長にも存在する(3人)。主婦の自治会長は3名だけであるが、常用勤務者の自治会長では、実際業務のかなりの部分を配偶者である主婦がやっている場合がある。

自治会長の経験年数では、1年未満が約半数の42名、次いで2年未満が10名、以下経験年数が長くなるごとに人数が減少するが、10年以上の経験者が10名いる。そしてこの10名中9名は「住宅地域」の自治会長であり、「農・住地域」には皆無であった。

自治会長の選出方法と規約の有無 自治会長の選出方法では、「推薦」が43、「輪番」が25、「投票」が10、「その他」6、「不明」4、という結果であった。この順位は、「農・住地域」、「住宅地域」ともに変わらない。その他の役職のうち「班長」はほとんどの自治会で「輪番」となっているが、会長の役職にも「輪番」が増えているのは注目される。

あった。規約について注目されるのは、「住宅地域」では圧倒的に「有り」が多い(43自治会、

82.7%) のに対して、「農・住地域(1)」では「有り」「無し」が拮抗しているとはいえ、「有り」が9、「無し」が10という結果で、規約のない自治会の方が多かった点である。慣行的な運営が踏襲されているせいであろうと思われるが、この場合にも戦前に規約が作られていて、その内容が慣行になっていることがある。なお「農・住地域(2)」では逆に「有り」が6自治会(75%)となっており、「住宅地域」の自治会に近づく。

**自治会の活動** 自治会の活動は多様であるが、先にも触れた蓮田市自治会連合会の『平成11年度総会資料』(総務課資料、以下『資料』と略記)によれば、連合会の「事業」を、「固有の事業」と「協力事項」とに分け、前者には、自治連合会総会の開催・各支部事業費補助の実施・研修旅行の開催・市との予算説明会の開催・市との行政懇談会の開催・退職自治員表彰事業の実施・自治会関係についての市への要望・その他の8項目を挙げ、また後者には、市広報、回覧等行政資料及び議会だより配布の協力・クリーン作戦の協力・交通災害共済の協力・各種募金の協力・市民まつり、市民体育祭開催の協力・敬老会開催の協力・防災総合訓練に協力・地域安全ニュースの配付・地域安全活動への協力・防犯、防火、交通安全対策に協力・ゴミ処理等に対する側面的協力・環境保全対策の協力・その他の13項目を挙げている。後者の「協力事項」は、市が行う広報公聴、環境衛生、防犯防災、福祉厚生、教育文化、環境保全等の施策の実施に対する「協力」であり、具体的な活動は個別の単位自治会がこれを行っているものである。

実際のところ、例えば黒浜地区江ヶ崎馬場自治会の『平成11年度総会』の資料(江ヶ崎馬場自治会文書)では、自治会長の行った一年間の活動は次の通りであった。

日赤募金説明会・江ヶ崎自治会定期総会・自治連黒浜支部総会・蓮田市自治連総会・平成11年度予算説明会・江ヶ崎連合自治会役員会・社協会員増強運動説明会・社協会費納入・小枝切り・茂刈り・江ヶ崎カラオケ大会・防災訓練・ゴミ分別収集説明会・赤い羽根募金説明会・自治連黒浜支部県外研修・市民体育祭・黒浜支部議員との懇談会・クリーン作戦説明会・行政懇談会・黒浜支部議会傍聴・クリーン作戦・交通災害説明会・常会・地下鉄7号線延伸報告会

以上24項目中、予算説明会を除く「〇〇説明会」と記した5項目は、市の行う施策の行政からの実施説明会であり、こおあと江ヶ崎馬場自治会がそれを実施しているものである。24項目中にも「社協会費納入」と「クリーン作戦」の実施が挙げられており、また防災訓練、市民体育祭というのも市が行う事業への参加であるから、都合9項目は、連合会という「協力事項」になる。残りは「固有事業」ということになるが、このうち会議(「総会」

「役員会」)の3項目を除けば、予算説明会・行政懇談会・県外研修・議員との懇談会・議会傍聴などは連合会ないし黒浜支部の「固有事業」への参加であるから、江ヶ崎馬場自治会の「固有事業」は、小枝切り・茂刈り・カラオケ大会・常会(江ヶ崎馬場自治会の役員会)の4項目ということになる。ただし先にも触れたように、江ヶ崎地区の6自治会は「江ヶ崎連合自治会」を組織しており、常会以外の項目はこの「連合自治会」の事業でもある。なおこの外に「連合自治会」では、各種選挙への対応協議と要望書(産廃処理施設設置反対)の提出を行っており(『平成10年度江ヶ崎連合自治会総会』資料、江ヶ崎馬場自治会文書)、江ヶ崎馬場自治会もこれに加わっているわけである。

このようにみると蓮田市の自治会の行っている活動は、大きくは、対行政との関係での住民要求実現と行政施策の実施への協力、生産・生活基盤維持のための共同作業、それに地域住民の親睦活動ということになる。なお住民要求実現という面では、蓮田市自治会連合会が、行政懇談会や予算説明会の外にも、「連絡カード」という仕組みを作り上げており、各自治会からの地域要求を行政に取り次ぎ実現させている。また親睦活動は、カラオケ大会や旅行、新年会・懇親会といった親睦自体を目的とする活動ばかりではなく、各種の共同作業や会合の際の簡単な飲食を通じても行われている。

これら4つの活動領域のどこに比重が置かれているかを判別することは難しいが、上に述べた連合会の「固有事業」と「協力事項」の項目数でみる限り、「協力事項」つまり行政施策の実施への協力がかなりの比重を占めていることは確かであろう。自治会抜きにはこれらの施策の実施は不可能に近いであろう。勿論これらの施策が住民生活に関わりの深いものであるからこそ、住民の団体である自治会の「協力事項」になっているのであるが、それらの活動のかなりの部分をいわば「固有事業」としても行っている自治会もある。

蓮田地区の住宅団地自治会である、大陸団地自治会(1965年設立、現在211世帯)の『第34回定期総会のしおり』(2000年4月2日)では、「平成11年度事業報告」を10の「活動区分」に類別して行っている。すなわち、会議の開催(定期総会・役員会・委員会・歴代会長会議)、環境衛生活動(下水溝清掃・ごみ収集・廃乾電池収集・クリーン作戦・根金貝塚排水路協議会)、防犯防火活動(防犯灯点検・消火器点検・歳末警戒・防災訓練・自主防災活動支援)、教育文化活動(夏祭り盆踊り大会・親子もちつき大会)、福祉厚生活動(心のともしび運動)、保健体育活動(歩け歩け大会・市民体育祭・市民ゲートボール大会)、親睦交流活動(定期総会后懇親会・夏祭り反省会・新年会)、地域活動支援(団体活動支援・地域交流)、情報広報活動(大陸だより・広報はずだ配布)、その他(施設等維持管理)の

10「活動区分」(括弧内はその細目)である。上記の細目中、下線を付した諸活動が、大陸団地自治会のいわば「固有事業」で、細目の項目数でみる限りは28項目中21項目にのぼる。項目の立て方の基準が異なる(例えば「心のともしび運動」は、赤十字・社協・赤い羽根・歳末助け合いの募金事業への協力であるし、行政懇談会などにも参加している)から単純な比較は出来ないが、生活基盤維持のための共同作業や親睦活動での「固有事業」が多く、また防犯・防災活動での「固有事業」が充実しているといえよう。なお防災活動については、自治会員を成員とする「自主防災会」という団体を別に組織しており、自治会はそれを支援する形になっている。また「根金貝塚排水路協議会」へは分担金の負担とともに、委員2人が排水路の清掃活動に参加(年10回)している。

このようにみると、住宅地自治会である大陸団地自治会の「固有事業」の充実が目立つが、上記の細目中「団体支援活動」は、育成会・愛育班・寿会など子ども会・老人会への助成であり、これは江ヶ崎馬場自治会でも行われており、また「施設等維持管理」は、自治会館の管理であり、これも江ヶ崎馬場自治会でも行われている。つまりここで取り上げた2つの自治会は、「農・住地域」(江ヶ崎)、「住宅地域」(大陸)の違いはあっても、その活動内容はほぼ同一であるといえよう。

勿論蓮田市域の自治会のすべてが同じというわけではない。表12は、親睦・共同・防災・行政協力への会員の参加の程度を聞いた結果であるが、自治会毎に参加の程度にばらつきがあることが分かる。総じていうと、共同作業へ参加の程度の高い自治会が多く、この点は農業地域、住宅地域ともに同じ傾向であった。また行政協力活動への参加の程度は、全体として両極に分かれているが、農業地域では参加の程度の高い自治会が多く(「全員」「半数以上」合わせて50%)、住宅地域では参加の程度の低い自治会が多い(「役員のみ」が46%)。この辺りに、農業地域と住宅地域との自治会活動に対する意識の違いを読み取ることは可能であろう。なお老人会と子ども会への助成は、ともに約73%の自治会が何らかの助成をしており、この点で農業地域、住宅地域の差はなかった。ただし農業地域では「関係しない」とした自治会が皆無であったのに対して、住宅地域では「関係しない」とした自治会が15%ほどあった。この辺りにも両地域の自治会への意識の違いが、僅かながら表れていると考えられよう。

表9 蓮田市自治会数の変遷

年次	65年	70年	75年	80年	85年	90年	95年	00年	平均戸数
蓮田地区	23	25	26	31	38	40	42	41	240.8
黒浜地区	24	24	30	36	43	45	46	47	151.1
平野地区	10	11	11	12	12	12	12	12	155.3
合計	57	60	64	79	93	97	100	100	179.4

(資料出所:総務課行政文書)

表10 地域類型別自治会規模

戸数(未満)	~50	~100	~150	~200	~300	~400	~500	合計
農・住地域(1)	4	2	11	1	2	0	0	20
農・住地域(2)	1	3	0	1	2	0	1	8
住宅地域	3	11	12	5	11	8	2	52
中・高層住宅	1	1	0	0	1	1	0	4
商・住地域	1	1	0	0	1	1	0	4
不明	2	1	2	2	1	3	1	12
合計	12	19	25	9	18	13	4	100

注:戸数資料は表9に同じ。地域類型については本文参照

表11 未加入世帯の割合

割合(未満)	0~5%	~10%	~20%	~30%	~40%	合計
農・住地域(1)	10	6	4	0	0	20
農・住地域(2)	3	3	1	1	0	8
住宅地域	18	19	8	5	1	52
中・高層住宅	3	1	0	0	0	4
商・住地域	0	1	2	1	0	4
合計	34	30	15	7	1	88

注:地域類型については表10に同じ

表12 自治会活動への参加の程度

参加の程度	親睦	共同	防災	行政
ほぼ全員	10	36	5	25
半数以上	27	25	5	9
半数以下	18	9	10	3
役員のみ	11	10	27	36
その他	1	0	4	1
不明	1	1	1	1
活動なし	20	7	36	13
合計	88	88	88	88

## 第二節 矢祭町の行政区

はじめに 現在の矢祭町には、表 13 に表示したように、20 の行政区がある。これらは大字と呼ばれることもあるが、必ずしも地番表示の単位としての大字と一致しているわけではない。行政区は、明治の町村制の規定で「処務便宜」のために設けることができるとされた行政補完組織である「区」が歴史的な出発点であり、矢祭町域の旧行政村においても、行政村成立直後の村会で、ほぼ旧藩制村の範囲を基盤にして設定された。旧藩制村の範囲が基盤になったのは、「不要公課町村」を制度的な理念とする明治町村制下の行政村が、その運営つまり「処務便宜」のためには、近世の藩制村以来形成されてきた生活共同の仕組みとその社会的統合に依存せざるを得なかったためであり、他方で住民の生活がこの生活共同の仕組みに依存せざるを得なかった限り、この範囲の社会的統合は維持されてきた。

したがって行政区（「区」）は、一面で行政補完組織であると同時に、他の一面で住民の生活共同の組織でもあった。つまり本稿でいう地域自治組織である。勿論生活共同の仕組みは住民の生活の変化によって変容し、住民生活の行政との関わりも変容するから、行政区の範囲も成立以来変わらなかったわけではない。表示した 20 行政区のうち、金沢・山野井はそれぞれ藩制村金沢村、山野井村であったし、また館本・桃ノ木・石田・上野内は合わせて東館村であった。また高山は高野村と山下村を合わせた範囲であり、追分は、それぞれ下関河内村と上関河内村に属していた山間小集落である追分と馬渡戸とを合わせたものである。その他の行政区は基本的に旧藩制村の範囲を基盤にしている。

なお本稿では上記のような行政区を一般的に指す場合には「地区」という用語を用いるが、特にその範囲の生活共同の仕組みを指すときには、中野卓の用語法を援用して、これを「大字村落」と呼び、またその内部の小集落範囲における生活共同の仕組みを指すときには、「小字村落」と呼ぶこととしたい。当然のことながら、この場合の「大字」と「小字」は、地番表示の単位として用いられてきた「大字」や「字」には対応しない。やや紛らわしい嫌いはあるが、こうした用語を採用する必要があるのは、矢祭町の行政区には上に述べた歴史的な経過とともに、山間の農業地域という地理的条件から、内部に生活共同の仕組みとしての独立性の高い小集落をもつ行政区が多くあるため、実際のところ、この小字村落の連合の在りようの変容が、矢祭町の行政区の構造変動を示していると考えられるからである。上に述べた山野井・金沢、高山では旧藩制村の範囲が、また追分では2つの小

集落（追分・馬渡戸）の範囲が、単に地区内の地域的な内部区分としてばかりではなく、小字村落としての社会的統合を維持してきたし、また旧藩制村東館村に属していた4つの地区は、祭礼時における統合を残しながらもそれぞれの独立性を高めている。尤も上野内を除く3つの地区は商店を中心とした市街地であり、その生活共同の仕組みを大字村落と呼ぶのは必ずしも適切ではない。ただ農業地域における小字村落においても、住民の生活が行政的・商業的サービスへの依存を高めるにつれて、行政区範囲での統合が重要性を増大させているという側面もあり、この点では両者は共通性をもつようになっている。

なお以下では2001年9月に実施した行政区の区長を対象とした聞き取り調査の結果をもとに、矢祭町の行政区の様態を検討する。なお矢祭町に関しては1983年にも同様な聞き取り調査を行っており、その結果も合わせて参照することとしたい。

**行政区の構成** 表13は、行政区毎の農家数・農家率と戸数の変遷を示したものである。第一章でも述べたように矢祭町は山間の農業地域であるから、どの地区も一般に高い農家率を示しているが、このうちでは1970年・1990年ともに館本・桃ノ木・石田が各段に低い農家率となっている（『農業集落カード』では、この3地区を含む地域が一括して「東館」となっている）。この地域は、ほぼ町の中央部に当る国道118号線に沿った商店街であり、JR水郡線東館駅や町役場もこの地域にある。これを除けば他の地区はいずれも高い農家率を示すが、1970年と1990年の比較でみると、どの地区も押しなべて農家数・農家率ともに低下させている。とりわけ農家率でみると真木野、戸塚、上野内の低下が大きく、他の地区は1990年でもすべて60%以上であるのに対して、50%を下回っている。これらはいずれも国道118号線沿いの地区であるが、真木野には矢祭町の観光スポットである矢祭山公園があり、JR水郡線矢祭山駅の周囲にみやげ物屋が並ぶ商店街がある。また戸塚は戦前以来の造り酒屋を中心として比較的早くから町場を形成していた地域であり、上野内は館本・桃ノ木・石田に隣接する大字東館の一部である。またこれらの3地区は、いずれも1970年の農家率で65%以下のいわば最下位グループであった。つまり高度成長期にすでに一定の町場的な地域となっていた地区の農家率減少が大きいのである。

他方、時期はややずれるが、1983年と2001年の間に総戸数を増加させたのは、山野井・金沢、館本、上野内、宝坂、小田川の5地区だけである。聞き取りでは、館本は元々が農家率の極めて低い町場であり、戸数増加の原因は町営住宅の建設によるものというし、上野内、宝坂ではアパートの建設、小田川は「矢祭ニュータウン」（一戸立ての住宅団地）の

開発によるという。なお山野井・金沢の増加は1戸のみの微増にすぎないが、いずれにしてもこれらの地区では、非農家来住世帯の増加と農家数の減少という2つの要因が重なって農家率の低下がもたらされているわけである。しかしこれらのうち、上に述べた6つの地区と重なるのは館本と上野内の2つだけであり、当然のことながら、都市化の影響というには程遠い。聞取りによればアパートや町営住宅の居住者は、矢祭町が開発した工業団地の工場や会社に勤務する人が多く、若い世代の町内からの移動も多いという。また「矢祭ニュータウン」はやはり町が開発した分譲宅地であるが、ここへの居住者は主に首都圏の企業からの退職者である。つまり矢祭町での戸数増加は主に町当局が進めてきた「町おこし」施策の成果によるものであり、通勤や買物の利便性が比較的高い地区にそれが現われているとみられる。なお「都市化」という場合には、それを「都市的生活様式」の浸透という視点からも検討する必要がある。それを商品消費の点からみれば、近年矢祭町内にもスーパーマーケットが出来ているが、県境を越えた茨城県大子町に郊外型の各種の大型店が多数集中した地域が出来ており、矢祭町内の従来からの商店街である石田・桃ノ木ではむしろ戸数が減少している。聞取りによれば、「買物には大子（町）や白河に出ることが多い」とする所も多く、石田などでは商店が減少しているという。

いずれにしても上記の5つの地区を除けば、他はすべて戸数を減少させており、すでに述べたように農家数はすべての地区で減少している。特に戸数の減少率でみると、上関、下関、茗荷の3つの地区で20%を越えている。これらは山間部の集落であるが、聞き取りによると一様に「若い人が都会に出て、年寄り子どものところに出ていった」という。若年層の流出はどの地区でも語られており、残された高齢者世帯が転出するかどうか、各地区の戸数減少の鍵になっているといえよう。例えば最も山間部に位置する追分はこの約20年間で戸数増減はゼロであるが、「若い人がしたに下りていっているが、戸数としては変化がない」と言っており、また結果的には戸数増加した宝坂でも「減った戸数よりもアパート等に入ってきた世帯の方が多かった」というのが実情である。因みに宝坂は上野内に隣接する山間部の地区で、国道118号線に近い上野内との隣接地域にアパートができていいる。このように矢祭町の人口流出は、若年層の流出→高齢者世帯の流出というパターンであり、高年齢層の農業からのリタイアが戸数減少につながっているとみられる。

農業の概況 ところでその農業であるが、表14は『農業集落カード』から耕作放棄面積と類別農家数を地区別に集計したものである。耕作放棄面積は、表示した1975年から1995



年の間に合計で10倍以上に増加している。1975年では耕作放棄耕地のない行政区が山野井・金沢、東館（館本・桃ノ木・石田）、上野内、高野谷地、上関、大ぬかり、中石井、下石井、戸塚と11あったが、1995年ではすべての地区に耕作放棄耕地があり、特に下関、追分、真木野の面積が大きい。聞き取りによれば、「高齢化のため山つきの畑は耕作放棄されている所が多くなっている」という。ここにも農業就業者の高齢化の影響が出ているわけである。

また2001年に実施した聞き取り調査によれば、近年の農業上の変化として「蒟蒻の栽培がなくなった」ということが、どの地区でも語られていた。表15は、1975年と1995年の「販売第1位作目別農家数」を地区別に集計したものである（資料出所：『農業集落カード』）。蒟蒻はこの表では「工芸作物」に含まれるが、みられるように、1975年ではどの地区でも押しなべて農家経営の中心であった蒟蒻が、1995年では激減している。この年にもすでに蒟蒻を販売第1位とする農家がゼロになっている地区が3つ（上野内、中石井、戸塚）出ているが、先に第一章でもみたように2000年の農林業センサスでは栽培作目としての蒟蒻は記載されていない。聞き取りによると、「蒟蒻は1980年がピークで、その後は安値が続いてだめになった」という。この地域での蒟蒻が、近世末以来の主要な商品作物であったことを考え合わせれば、この20年間は、農業上の歴史的ともいえる変動の時期であったことになる。

表15によれば、1995年には蒟蒻（「工芸作物」）に代って米（「稲」）が中心になっているが、全体で見ると、米を販売第1位とする農家の割合は約65%であり、1975年の蒟蒻を第1位とする農家の割合（約82%）には及ばない。因みに1995年で蒟蒻を販売第1位とする農家の割合は約11%で、これは1975年の米を第1位とする農家の割合とほぼ同じであるが、1995年には「野菜」を第1位とする農家も10%ほどあり、次いで「果樹・花木」と「畜産」がほぼ5%ずつになっている。つまり販売の中心作物としての蒟蒻を失ったことにより、矢祭町の農家は経営の中心作目の点で多様化しているのである。勿論その様態は地区毎に一様ではないが、宝坂、上関、茗荷など山間部に位置する地区では販売第1位がすべての作目種類に散らばっているのが目立つ。なお2001年に区長を対象に行なった聞き取りによれば、近年作付が多くなった作目として、イチゴ・キュウリ・トマト・インゲン・ネギ・ダイコンなど野菜（施設園芸を含む）類が多く挙げられ、これらが米に次いで作付の多い作物の第2位とする地域が多かった。また2000年からはソバが多く作付けされるようになったとする地域も多い。

さて以上はこの地域の農業の新しい傾向を示しているものであるが、最近 20 年間の変化で蒔蒔の激減と並んで挙げられることの多かったのは、やはり「若い人が農業をやらなくなった」ということであった。表 16 は『農業集落カード』の年齢別農業就業人口を地区毎に集計したものであるが、就業人口の激減もさることながら、1995 年で 20 代・30 代の就業者のいない地区が 7 つあり、若年層の農業離れを裏付けている。またそれと並んで目立つのは、上関以外はどの行政区とも 65 歳以上の就業者が 1995 年の年齢階級区分カテゴリー中最大になっていることである。すでに触れたことではあるが、農業就業人口の高齢化が極限まで進んでいるといえよう。これが農業経営のあり方に大きな影響をもたらすことは当然であろう。表 14 に示した「自給的農家」の割合が、全体として 20% 近くになっているのは、おそらくこの点と関わりがあるであろう。実際聞き取りでは、「年寄の自給農業が多くなった」という地区が、特に山間部の地域で多かった。

最後に専業兼業別農家数をみておきたい(表 17)。というのも「自給的農家」というのは、兼業特に第Ⅱ種兼業農家の中に含まれるだけではなく、若年層特に跡取り層の流出を考慮に入れば、専業農家の中にも含まれると考えられるからである。いわば「兼業化できない専業農家」の存在である。さてそこで表 17 であるが、これも『農業集落カード』から算出した地区別集計である。全体としてみれば専業農家と第Ⅰ種兼業農家が減少し、これに対して第Ⅱ種兼業農家が増大している。特徴的なことは、農家数全体の減少(減少率 19.4%)にも拘わらず、第Ⅱ種兼業農家が大きく増加(増加率 62.9%)していることと、専業農家の減少(減少率 50.3%)よりも第Ⅰ種兼業農家の減少(減少率 79.7%)の方が大きいことである。前者の特徴は、東館を別とすれば、他のすべての地区で同様な傾向を示しており、この 20 年間に矢祭町では圧倒的な「Ⅱ兼化」という形での兼業化が進行したわけである。この点はやや時期が遅れてではあるが、全国的な傾向と変わりはない。

しかし後者の特徴に関しては、これも東館を別とすれば、地区毎のばらつきが大きい。例えば下関や下石井では専業農家数をほぼ維持しているのに対し、宝坂、中石井、茗荷では専業農家全体の減少率よりも大きく専業農家を減らしている。ただし宝坂では第Ⅰ種兼業農家が比較的分厚く残されており、1995 年の第Ⅰ種兼業農家の構成比でみる限りは、上野内、上関、追分、茗荷などとともに、このタイプの農家の相対的に大きい地区である。1995 年の専兼別の構成比には地区ごとのばらつきが大きいことがみてとれるが、今挙げた各地区は、先にみた販売第 1 位作目が多様化している地区でもある。この点はいわば「蒔蒔後」の農業へむけて個別農家が模索していることの反映であるとみることができ、その

分地区内の農家の多様性が增大していることになろう。ただこの場合どんな作目をどのように選ぶかは主体となる家族構成にも規定され、このことは専業・兼業の選択にも影響すると考えられるから、この地域の農家はこの点でも多様化しているのである。

**行政区の組織** 表 18 に示したように、各行政区には各種の役職が置かれ行政連絡と地区の運営に当たっている。このうち区長、副区長、班長はどの地区でもほぼ同じであるが、細部に立ち入ってみると地区毎に違いがある。例えば中石井には区長(1名)、副区長(1名)、班長(27名)のほかに会計(1名)と監査(2名)、さらに組長(4名)が置かれている。この地区の組長というのは、地区のなかを地域的に4つに区分して組織されているジョウカイ(常会)に1名ずつで、選出は常会内各戸の輪番制であるという。そして副区長、会計、監査の役を務めるのが組長なのである。つまり組長は事実上区長を補佐するいわば執行部であり、区費の集金や行政からの連絡は、区長から4名の組長に伝えられ、組長から常会内の班長に回されるという仕組みになっている。なお班長は、常会内の各戸をほぼ5~6戸ずつにまとめて組織されている班に1名で、選出は班内各戸の輪番である。回覧版は班長から各戸に回され、この点は他の地区と同様である。

こうした仕組みは、常会長という役職をおく戸塚や上石井、組長をおいている下関にもみられるが、戸塚と中石井の場合には、地区のなかを地域的に3つに区分して組織されている常会(上石井では「区」と呼んでいる)から選出される3名の常会長のうち、1名が「代表区長」を務め、残りの2名が副区長という形になっている。区長(代表区長)は3つの常会を輪番でまわすという。なお中石井の区長も4つの常会の輪番であるという。また下関では地区内を地域的に3つに区分した範囲を「組」と呼んでおり、それぞれの組から「区三役」である区長・副区長・会計を選出するが、この3名は同時に各組の「組長」であり、各種の連絡は組長から組内の班長に回されるという仕組みになっている。つまりこれらの地区の役職は、地区内の区分組織である組あるいは常会に対応しており、役職の組織でみる限り、これらの地区は区分組織の連合という形態を持っているのである。

ところで以上に述べた組ないし常会のような区分組織は、当然のことながら行政の側からはいわば「認知」されていない。それぞれの地区が歴史的に独自に形成してきた組織である。行政が「認知」しているのは行政区であり、例えば町から手当が支給されているのは区長だけである。しかし中石井では、その前期分を区長が受け取り、後期分は常会長が戸数割で受け取ることにしているという。また中石井の「区費」(地区の財政)からも区長と常

会長に手当が一律に支出されている。こうした方式から読み取れるのは、区長及び常会長は大字村落の生活共同の仕組みを維持するための村落機構であり、単なる行政補完組織ではないということであろう。むしろ大字村落の側からすれば、行政補完は生活共同の一つの領域なのである。

こうした特徴は、以上に述べた地区とは組織の形態を異にする他の地区にも基本的に共通している。例えば宝坂にはツボと呼ばれる6つの小字村落（清水内・日向内・竹ノ内・手元・押館・入宝坂）があるが、このツボにはそれぞれ各戸輪番の「組長」が置かれており（ただし「清水内」ツボだけは内部を2つに分けて2名）、またツボからは各1名ずつの「評議員」が選出されている。地区の運営は区長・副区長と組長・評議員の相談で行われ、地区全体のいわば「総会」は行われない。行政からの連絡は区長→組長→各戸というルートをとる。つまりここでは、他の地区で班長に当る役割を組長が担っているのであるが、同時に区長・副区長とともに地区の運営に参画する点では、宝坂の組長は、上に述べた常会長（組長）に当る役割も担っている。したがってこの地区の組織はいわば「ツボ連合」とでも呼べる特徴をもっているといえよう。

また茗荷には5つの小字村落があるが、それらが「班」と呼ばれてそれぞれから班長が選出されており、副区長と会計は班長のなかから互選である。また関岡には7つの小字村落がありそれらが班になっているが、それらを「上三ヶ坪」「下四ヶ坪」に二分して、それぞれから区長と副区長を交代で出すようにしている。同様な方式は2つの小字村落が組み合わせられている追分（追分・馬渡戸）や山野井・金沢でもみられる。さらに3つの小字村落からなる高山（高野・山下・福住）では区長・副区長(2名)をそれぞれに振り分けるようにしてきたという。

勿論こうした地区の組織形態は、区分組織の生活共同を基盤にした社会的統合を前提にしている。したがってこれが変容すれば、地区の組織形態にも影響が現われるであろう。例えば高山では区長・副区長の小字村落への振り分けについて、「昔は輪番制であったが、高齢者だけの部落（小字村落）が出てきてしまったので、区長は高山全体から選ぶようになっている」という。なおここで小字村落と呼んでいるのは、それらが景観的にも独立性の高い集落を形成しているというばかりではなく、その範囲の生活共同の組織が比較的明瞭なものを指している。そうした組織の象徴的な表現は、例えばその範囲の家々が共同で祀る祭祀対象をもっていることであろう。詳細に触れる余裕はないが、今具体例として述べた地区の小字村落はすべて共同で祀る祭祀対象を持っている。

尤もそうした地区内部の地域的な範囲における生活共同は、祭祀対象だけで表現されるわけではない。農事組合がその範囲に組織されているとか、大字村落の鎮守となっている神社の氏子惣代を選出する組織となっているなどは、その表現と見なし得るであろうし、正確には生活上の各種の互助や共同の形態とその変化を検討しなければならないが、詳細については宝坂を対象とした事例分析において行うこととして、ここでは上に触れなかった地区の組織について、以下に述べておくこととしたい。

表 18 で氏子惣代に注目すると、高野谷地は4名、大ぬかりは3名、真木野も3名となっているが、高野谷地では地区の内部を、鎮守の厳島神社を境として大きく「上、下」に二分しており（それぞれをツボと呼んでいる）、それぞれから氏子惣代を2名ずつ選出している。そして区長と副区長はそれぞれから交代で出すようにしているという。同様に真木野では地区内を「ブロック」と呼ぶ3つの区域に分けており、氏子惣代はそれぞれから1名ずつ、また区長、副区長、会計もこの「ブロック」の輪番で割り振るようにしているという。大ぬかりにも地区内を地域的にカミ・ナカ・シモに分ける区分があり、氏子惣代はそれぞれから1名ずつとなっているが、区長、副区長の選出とは関わっておらず、それらの選考については「年齢順」が重視されるという。なお内川にも3つの大きな地域区分があるがこれは役職の選出には関わっておらず、実際の選出は「立候補なしの投票」によるという。小田川と上関には、小字を基準にした班以外には地域的な区分組織はなく、ここでの区長の選出には「年齢順」が基準になっているという。上関・下関・大ぬかりには、地区の祭りについては「若組」という年齢集団を基礎にして、年齢階梯による「大世話人」「中世話人」「小世話人」という役職があったというから、上関や大ぬかりの「年齢順」というのはこの組織の影響と思われる。ただし若年層が少なくなった近年では、この年齢階梯的な組織は維持されていないようである。

最後に氏子惣代が1名ずつとなっている館本・桃ノ木・石田・上野内であるが、これらは先にも述べたように大字東館に含まれる地区であり、鎮守は東館神社である。したがって大字東館からみるとこれらの地区は内部の区分組織であり（実際の歴史的経緯もそうであった）、現在でもこれら4つの地区の輪番で「代表区長」を決めている。ただしこの「代表区長」は祭りの時だけの役割であり、行政とは関係がないものという。なおこれらの地区では、班以外には地域的な区分組織はなく、区長選考の基準にはやはり「年齢順」が考慮されるという。

表13 矢祭町行政区別農家数・世帯数

(単位: %・戸)

行政区	1970 農家数	1970 農家率	1990 農家数	1990 農家率	1983 総戸数	2001 総戸数	83~'01 増減率
山野井金沢	50	69.4	46	63.0	78	79	1.3
館本						110	
桃ノ木	61	21.2	55	18.3	300	88	-7.3
石田						80	
上野内	21	58.3	17	41.5	32	52	62.5
宝坂	84	90.3	75	82.4	93	98	5.4
高野谷地	27	100.0	25	96.2	32	29	-9.4
小田川	45	95.7	40	66.7	60	65	8.3
下関	93	77.5	77	64.2	149	118	-20.8
上関	54	75.0	40	63.5	85	64	-24.7
大ぬかり	48	96.0	40	78.4	51	47	-7.8
高山	42	89.4	34	81.0	44	37	-15.9
追分	39	100.0	37	97.4	36	36	0
中石井	150	94.9	121	78.1	170	149	-12.4
下石井	127	73.8	103	63.2	174	159	-8.6
戸塚	77	64.2	62	42.8	154	150	-2.6
茗荷	53	69.7	42	68.9	70	54	-22.9
内川	68	81.0	58	72.5	81	77	-4.9
真木野	73	62.9	49	38.0	134	120	-10.4
関岡	134	80.2	120	73.2	179	174	-2.8

注: 農家率・農家数は農業集落カードから算出、戸数は聞き取りによる

表14 行政区別耕作放棄面積・類別農家数

行政区	耕作放棄面積		類別農家数(戸)			
	(a)		1995 (%)		1995 (%)	
	1975	1995	副業的農家	自給的農家	副業的農家	自給的農家
山野井金沢	0	306	31	70.5	7	15.9
東館	0	40	34	73.9	15	32.6
上野内	0	125	8	47.1	2	11.8
宝坂	27	133	45	60.8	14	18.9
高野谷地	0	227	16	64.0	2	8.0
小田川	14	587	25	61.0	13	31.7
下関	14	732	42	56.8	13	17.6
上関	0	275	15	40.5	1	2.7
大ぬかり	0	281	22	59.5	2	5.4
高山	180	320	15	42.9	4	11.4
追分	97	780	20	57.1	1	2.9
中石井	0	534	72	62.6	16	13.9
下石井	0	586	78	78.0	18	18.0
戸塚	0	143	42	70.0	12	20.0
茗荷	10	324	17	50.0	8	23.5
内川	267	558	32	65.3	14	28.6
真木野	60	827	26	57.8	18	40.0
関岡	5	132	88	75.9	34	29.3
合計	674	6910	628	63.8	194	19.7

表15 販売第1位作物別農家数(戸)

行政区	1975年						1995年						
	稲	工芸	麦・豆	野菜	ソバ	酪・畜	稲	工芸	麦・豆	野菜	果・花	ソバ	酪・畜
山野井金沢	0	46					20	6			4	1	
東館	9	25		2		5	19	1		2	1		2
上野内	1	13	1	3		2	7			5	1		
宝坂	0	77	1	1			25	17	1	4	1	1	2
高野谷地	0	26					17	2			1		
小田川	3	36					18	3				1	3
下関	0	78				6	31	4		6	3	2	4
上関	0	44	1				13	9	1	2	2	1	1
大ぬかり	1	43				2	13	5		3	1	1	2
高山	2	38					22	2		1	3	1	
追分	3	35					9	1		4	1	1	6
中石井	41	79		1		3	76			8			2
下石井	25	50	1	6		8	28	3		11	1	1	
戸塚	15	36		3		3	29			7	1	2	1
茗荷	0	42			1	4	1	3	3	2	7	3	5
内川	1	56				5	20	1	1	1	2	2	
真木野	0	55	4		2	3	7	7		2	2	3	1
関岡	11	88	1	1		4	55	8		2		1	2
合計	112	867	9	17	3	45	410	72	6	60	31	21	31

注)工芸:工芸作物、麦・豆:麦・雑穀・豆・いも、野菜:施設園芸・施設野菜・露地野菜  
果・花:果樹・花木、ソバ:その他の作物、酪・畜:酪農・肉牛・養豚・養鶏・養蚕・その他

表16 年齢別農業就業者 (単位:人)

行政区	1975							合計
	-19	-29	-39	-49	-59	60-	65-	
山野井金沢	0	12	20	22	23	14	7	98
東館	0	2	4	25	17	6	11	65
上野内	1	4	7	13	8	2	10	45
宝坂	11	16	24	58	44	17	37	207
高野谷地	2	14	14	21	17	4	1	73
小田川	0	4	20	18	25	11	14	92
下関	13	16	25	55	54	19	24	206
上関	0	17	30	27	27	13	18	132
大ぬかり	7	8	15	38	26	10	12	116
高山	5	8	13	33	25	12	11	107
追分	3	12	19	21	24	9	2	90
中石井	1	17	36	77	66	24	36	257
下石井	8	12	33	44	52	23	37	209
戸塚	2	12	22	38	32	11	16	133
茗荷	4	3	20	35	16	9	15	102
内川	3	8	17	34	34	12	18	126
真木野	3	9	29	32	30	10	28	141
関岡	10	16	24	55	74	16	33	228
合計	73	190	372	646	594	222	330	2427

行政区	1995							合計
	-29	-39	-49	-59	60-	65-		
山野井金沢	2	0	0	13	7	41	63	
東館	1	2	0	6	18	26	53	
上野内	0	3	0	9	5	13	30	
宝坂	2	2	0	21	13	42	80	
高野谷地	2	0	0	3	2	12	19	
小田川	0	2	0	17	6	28	53	
下関	0	13	0	25	15	40	93	
上関	4	5	0	24	14	13	60	
大ぬかり	1	2	0	14	3	27	47	
高山	3	3	0	14	7	28	55	
追分	1	1	0	14	5	23	44	
中石井	7	5	0	30	22	60	124	
下石井	0	0	0	28	14	54	96	
戸塚	4	4	0	17	8	45	78	
茗荷	0	1	0	11	8	31	51	
内川	3	3	0	11	13	36	66	
真木野	2	4	0	13	6	31	56	
関岡	2	2	0	22	21	74	121	
合計	34	52	0	292	187	624	1189	



表17 行政区別専兼別農家数（単位：戸）

行政区	1975				1995			
	専業	I兼	II兼	合計	専業	I兼	II兼	合計
山野井金浜	11	21	18	50	4	6	34	44
東館	2	10	49	61	4	10	32	46
上野内	5	13	3	21	2	4	11	17
宝坂	35	25	22	82	7	17	50	74
高野谷地	2	24	1	27	0	1	24	25
小田川	7	14	25	46	5	4	32	41
下関	11	45	34	90	11	9	54	74
上関	11	29	8	48	3	7	27	37
大ぬかり	3	28	16	47	3	4	30	37
高山	8	27	8	43	4	7	24	35
追分	1	26	12	39	1	6	28	35
中石井	21	63	58	142	8	8	99	115
下石井	13	49	55	117	12	8	80	100
戸塚	12	27	36	75	9	0	48	57
茗荷	16	21	15	52	5	6	23	34
内川	6	31	31	68	3	2	44	49
真木野	7	31	29	67	3	2	40	45
関岡	8	62	59	129	5	11	100	116
	179	546	479	1204	89	112	780	981

行政区	1975 (%)				1995 (%)			
	専業	I兼	II兼	合計	専業	I兼	II兼	合計
山野井金浜	22.0	42.0	36.0	100	9.1	13.6	77.3	100
東館	3.3	16.4	80.3	100	8.7	21.7	69.6	100
上野内	23.8	61.9	14.3	100	11.8	23.5	64.7	100
宝坂	42.7	30.5	26.8	100	9.5	22.9	67.6	100
高野谷地	7.4	88.9	3.7	100	0.0	4.0	96.0	100
小田川	15.2	30.4	54.4	100	12.1	9.8	78.1	100
下関	12.2	50.0	37.8	100	14.9	12.2	72.9	100
上関	22.9	60.4	16.7	100	8.2	18.9	72.9	100
大ぬかり	6.4	59.5	34.1	100	8.1	10.8	81.1	100
高山	18.6	62.8	18.6	100	11.4	20.0	68.6	100
追分	2.6	66.6	30.8	100	2.9	17.1	80.0	100
中石井	14.8	44.3	40.9	100	6.9	6.9	86.2	100
下石井	11.1	41.9	47.0	100	12.0	8.0	80.0	100
戸塚	16.0	36.0	48.0	100	15.8	0.0	84.2	100
茗荷	30.8	40.3	28.9	100	14.7	17.7	67.6	100
内川	8.8	45.6	45.6	100	6.1	4.1	89.8	100
真木野	10.5	46.3	43.2	100	6.7	4.4	88.9	100
関岡	6.2	48.1	45.7	100	4.3	9.5	86.2	100
合計	14.9	45.4	39.7	100	9.1	11.4	79.5	100

表18 行政区の役職

行政区	役職(員数)
山野井金沢	区長(1)・副区長(1)・班長(9)・山野井部落長(1)・回覧版班長(13)
館本	区長(1)・副区長(1)・班長(13)・社惣代(1)
桃ノ木	区長(1)・副区長(1)・班長(12)・社惣代(1)
石田	区長(1)・副区長(1)・班長(13)・社惣代(1)
上野内	区長(1)・副区長(1)・班長(3)・社惣代(1)
宝坂	区長(1)・副区長(1)・組長(7)・評議員(6)・氏子惣代(6)・信徒惣代(6)
高野谷地	区長(1)・副区長(1)・班長(5)・氏子惣代(4)・監査(1)・消防団分団班長(1)
小田川	区長(1)・副区長(1)・班長(10)・社惣代(3)
上関	区長(1)・副区長(1)・班長(9)・氏子惣代(3)
下関	区長(1)・副区長(1)・会計(1)・組長(3)・班長(17)・氏子惣代(6)
大ぬかり	区長(1)・副区長(1)・班長(7)・氏子惣代(3)
高山	区長(1)・副区長(2)・班長(6)・氏子惣代(3)
追分	区長(1)・副区長(1)・班長(5)・氏子惣代(1)
茗荷	区長(1)・副区長(1)・会計(1)・班長(5)・檀家惣代(1)
内川	区長(1)・副区長(1)・班長(9)・氏子惣代(4)
真木野	区長(1)・副区長(1)・会計(1)・班長(15)・氏子惣代(3)
関岡	区長(1)・副区長(1)・氏子惣代(7)・農事組合長(7)・檀家惣代(3)
中石井	区長(1)・副区長(1)・会計(1)・監査(2)・組長(4)・班長(27)・社惣代(4)・檀家惣代(4)
下石井	区長(1)・副区長(2)・常会長(3)・班長(11)・氏子惣代(5)
戸塚	区長(1)・副区長(2)・常会長(3)・班長(12)・氏子惣代(6)

### 第三章 矢祭町宝坂の事例分析

#### 第一節 家族の変容

はじめに すでに述べたように、宝坂は矢祭町を構成する行政区の一つで、久慈川の支流である田川が阿武隈山系の山間に切り開いた谷あい立地する山間の農業村落である。農林業センサスのデータによれば、1990年で総戸数91戸、農家数75戸、非農家16戸であり、農家率は82.4%になる。この地区については、1980年、1990年、1999年の3次にわたって全世帯を対象とした面接による聞き取り調査を実施してきた。本節において以下に述べるのは、特に断りのない限りこの調査のデータに基づくものである。

周知のように経済の高度成長期以降日本の山間農村は、主に若年層の都市流出により大きな人口減にみまわれ、いわゆる「過疎化」現象が広がった。対象地区宝坂も例外ではなく、表19・表20に示すように、1980年から1990年の10年間でも若年層を中心に流出が続いていた。このことは「伝統的」と規定されることが一般的であった日本の農民家族の在り方に大きな影響を与えてきたが、3次にわたる調査は、いわば「定点観測」によって農民家族の様態を捉えようと意図したものであった。勿論家族の変容は、農業経営のあり方にも、また家連合としてこの家族を単位に構成されてきた村落の社会組織の様態にも変化が予想され、それらの変容過程を捉えようとする意図も併せ持っていた。

このような意図のもとに農民家族の変容を捉える場合、一つの基本的視点は、それがどれくらい「家」であるかということであろう。「家」の属性については様々な議論があるが、ここでは世代的連続性と家業経営体という属性を基本にして考えている。というのも村落の社会組織は基本的に「家」を単位にして構成されてきており、この場合社会組織が前提しているのはそれら2つの属性だからである。例えば宝坂ではこの社会組織を前提にした近隣の交際をツボツキアイとやってきたが、来住家族やインキョによる単独世帯はこのツボツキアイには加わっていない。

ツボツキアイは、基本的には、ツボと呼ばれる小字村落の範囲に成立している近隣組織（竹内利美のいう「村組」に当る）と、その内部に成立しているクミナイという近隣組織（同じく「近隣組」に当る）に加入することが前提であるが、ツボは農道や用排

水管理の共同作業と休日及び各種の講や祭祀の単位となっており、クミナイは葬儀や婚礼、屋根葺き等の互助を基本的な機能とするものであった。したがって前者は、それに参加する各戸が経営的に同質的な農業を基軸とした生活を営んでいるか、あるいはそれに対応できる生活の条件をもっていることを前提として組織されている。つまり家業経営体の側面を前提にしているのである。また後者つまりクミナイは労力や金品の互酬システムであり、これが葬式・婚礼・屋根葺きなどに関わる場合には集合的贈与の時間的連鎖という形態をもち、この連鎖の時間的間隔は世代を超えることが当然の前提とされている。したがってクミナイは「家」の世代的連続性を前提にして組織されているのである。

宝坂における戦後の来住家族の多くは非農家であり、実際のところ 1990 年の聞き取りでは、例えば「新しく来た者には付き合いが難しい」という感想が来住家族の世帯主から聞かれたし、またインキョの単独世帯は「続かないことが分かっているのだから」ツボツキアイから抜けるのが当然と考えられていた。つまり「居住者」は直ちに「村人」なのではない。なお前の章で述べた行政区は、それが行政補完の機能をもつ限り「村人」ではない居住者も成員としなければならないが、その組織がこのような村落の社会組織を前提に構成されている場合には、行政サービスからもれてしまうことになる。実際には、例えば各種の行政連絡などは「班外」として区長が直接行うようにしている地区が多いし、宝坂も例外ではない。

そこで本節における分析視点を直系家族の再生産というところに置いて、コーホート分析の方法を採用した。この場合コーホートは、1980 年調査時点の直系家族の最下位世代の核家族(核家族世帯の場合はその核家族)の世帯主の生年で構成している。というのも直系家族制のもとでの家族周期を考慮すれば、同じ期間の間の直系家族再生産は親の年齢によって左右されると考えたからである。またこの場合直系家族再生産というのは、子ども(跡取り)が結婚して同居しているということを要件としている。親世代家族と子世代家族との生活上のつながりは「同居」に限られるものではないが、「家」の近隣組織との関連を考えようとする意図を持つ場合には、「同居」は基本的な要件であろう。したがって調査時点で跡取りが他出して結婚している場合や、また同居していた跡取りの核家族が他出している場合も、その時点では直系家族再生産が行われていない家族(非再生産家族)として扱われている。このような扱いをすることで家族周期的な視点からみた場合の分析精度は低下するが、問題が若年層の流出を背景

としていることを重視すれば、こうした扱いは許されるであろう。

分析の対象とした家族は 1980 年調査時点の 94 世帯であるが、1990 年調査時点で転出が 3 世帯また 1999 年調査時点でさらに 3 世帯の転出があり、これとそれぞれの時点での転入世帯は分析から除外した。これに加えて 1990 年調査で 1 世帯、1999 年調査で 11 世帯の調査不能・拒否があったために、分析の精度はさらに落ちることになったが、それぞれの時点での家族の多様性の概要は反映されているであろう。またコーホートの構成は、大正 14 年以前生まれを第 I コーホートとし、以下 10 年毎（昭和 10 年以前・昭和 20 年以前・昭和 30 年以前）に第 II・第 III・第 IV コーホートとした。

人口構成の変化 表 19 は 1980 年と 1990 年の年齢階級別（10 歳刻み）人口を表示したものであるが、みられるように 10 代・20 代と 40 代・50 代の減少が大きい。しかし両時点の人口を比較してみると、10 代と 60 代以上を除いて、1980 年の各年齢階級別人口は、1990 年における 10 歳上の階級の人口にほぼ対応していることが分かる。60 代以上の人口減はおそらく死亡によるものと考えられるから、宝坂におけるこの時期の人口減の主要因は 10 代人口の他出であると考えられる。表 20 は、1990 年における各世帯主の子世代他出者の他出時年齢を尋ねたものであるが、みられるように圧倒的に 18～20 歳での他出者が多い。なおその他出理由では就職が 66% を占めており、学卒後の就職のための他出が人口減の主要因であったことが分かる。聞き取りではこの傾向は 1980 年以前からすでに顕著になっていたという。

なおこの中には当然跡取り予定者も含まれているものと考えられるが、表 19 では 1990 年の 30 代・40 代の人口は 1980 年の 10 歳下（つまり 20 代・30 代）の人口にほぼ対応しているから、跡取り予定者については、その後のいわゆる「U ターン」がある程度あったものと考えられる。実際学齢期以上の親と同居している「跡取り予定者」（世帯主の判定による）72 名中 18 名は他出経験をもっていた。また残りの 36 名は他出経験なしであるから、1990 年の時点でも直系家族制が支配的であったと考えられよう。

家族形態 表 21・22・23 は、表示したそれぞれの時点における家族形態を、先に述べたコーホート別にみたものである。N・C・M・B は核家族世帯の形態内訳で、内容は表注に示した通りである。各年次を比較してみると、直系家族世帯、核家族世帯、単独世帯それぞれの構成比はあまり変わっていない。ただし各年次とも転入世帯と不

明世帯を除いて構成比を算出しているから、1990年（表22）と1999年（表23）の核家族世帯の割合はもう少し高くなると思われる。因みに転入世帯を含めて算出した1990年の構成比（N=94）は、直系家族：56.4%、核家族：37.2%、単独世帯：6.4%であった。いずれにしても大まかには、約60%の直系家族と約35%の核家族と約5%の単独世帯という構成で、この19年間に大きな変化はみられない。

しかしこれをコーホート別にみると、少し様相が異なってくる。1980年でもすでに核家族は約半数が第Ⅰコーホートに集まっていた。このコーホートの親世代は、一番若い年齢でも55歳であるから、子世代は結婚年齢に達している。したがって直系家族制の通常であれば、10年後の1990年にはその多くが直系家族に移行すること（つまり直系家族再生産）が期待されよう。しかし1990年でも核家族の三分の一はこのコーホートで占められ、しかもこの年には第Ⅱコーホートの半数以上が核家族になっており、核家族の内訳ではC（夫婦のみ）が第Ⅰ・第Ⅱ合わせて13となり、1980年からほぼ倍増している。第Ⅱコーホートも1990年では一番若い年齢でも55歳であるから、この夫婦のみの家族は子世代の他出、周期段階でいうエンプティ・ネストに当る家族である。さらにこの形態は、1999年でも全体のサンプル数が少なくなっているにも拘わらず実数は変わっておらず、核家族の約半数を占めている。ここに、若年層の他出という事態の家族形態への集中的な表現を見出すことができるであろう。つまり高齢夫婦のみの家族の増大とその継続である。これに各年次ともほとんど数の変わらない単独世帯が、1990年の一例を除いてすべて第Ⅰ・第Ⅱコーホートであることを加えると、高齢者のみの世帯の増加と持続、これがこの19年間の特徴であった。

さらにもう一つ、どの年次とも核家族の多くが第Ⅰ・第Ⅱコーホートに集中していることは、いわばエンプティ・ネスト期の核家族に未婚の子女が残されているということである。つまりこれは跡取りの結婚難という事態の家族形態への集中的表現である。特にコーホートⅠ・ⅡのM（母子）形態の核家族は19年間変わらない数値を示しており、跡取りが同居していても直系家族再生産が困難になっているという状況が浮かび上がってくる。そこで次に実際の再生産の状況を検討してみる。

直系家族の再生産 表24と表25は、この19年間に直系家族再生産をした家族と再生産していない家族をコーホート別にみたものである。表で「再生産('90)」としているのは1980年～1990年の間に子世代が結婚して親と同居した家族であり、「再生産('99)」としているのは1990年～1999年の間に同様な事態を経過した家族である。「非

再生産」はこの 19 年間に上記の事態を経過しなかった家族である。

表 24 でみると、「再生産」家族は 36、対して「非再生産」家族が 42 と「非再生産」家族の方が多い。尤もコーホートⅢ・Ⅳの家族については、通常の周期段階で考えても「非再生産」が多くなるのは当然であるが、コーホートⅠ・Ⅱの家族でも「非再生産」が多く、特にⅠでは「非再生産」の方が「再生産」を上回っている。そこでコーホートⅠ・ⅡとⅢ・Ⅳ別に家族形態とクロスしてみたのが表 25 である。ある意味では当然の結果であるが、コーホートⅠ・Ⅱの「再生産」家族はほとんどが直系家族であり、核家族がゼロである。他方「非再生産」家族のほとんどが核家族であり、こちらの方は直系家族がゼロである。「再生産」直系家族 26 と「非再生産」核家族 21 の数字は極めて対照的であろう。つまりコーホートⅠ・Ⅱのいわば「高齢者のいる世帯」でみる限り、それらの家族が、過去 19 年間で、直系家族再生産に関してほぼ両極に分化したということである。

**農業経営** これまで述べたような家族の変化は、農業経営の上にもどのような影響をもたらしているであろうか。表 26 は 1980 年と 1999 年の専兼別農家数をコーホート別にみたものである。1999 年のサンプル数が少ないため厳密な比較は出来ないが、専兼別の農家数については、専業農家とⅠ兼農家が大幅に減少してⅡ兼農家が大幅に増加した。この傾向は『農業集落カード』によって 1975 年と 1995 年を比較した表 17 においても同様に確かめられる。これをコーホート別にみた場合特異な傾向を示すのは、第Ⅰコーホートである。実数としてはⅠ兼農家の減少とⅡ兼農家の増加が明かであるが、これを 1999 年の全体の構成比と比べてみると、専業農家が 25% (全体は 16.9%)、非農家が 20% (全体は 14.3%) といわば両極に高い割合で分布しているのである。このコーホートの非農家の割合は 1980 年においても最高 (26.9%、全体は 13.8%) であったし、また専業農家の実数の減少も僅かであるから、この部分はあまり変わっていないのである。また第Ⅱコーホートは、1999 年の全体の構成比とほぼ同じ構成比であり、この特徴は 1980 年でも同じであった。実数ではこのコーホートの戸数が最大であるから、このコーホートの動向が全体をリードしていたとみられる。

次にこの専兼別農家数を「再生産」「非再生産」別にみたのが表 27 である。1999 年の全体でみると、この 2 つのカテゴリーが対照的であったことが分かる。つまり「再生産」をしたグループはⅡ兼農家において高い割合 (76.5%、全体は 50.7%) を示し、「非再生産」グループは専業農家・Ⅰ兼農家・非農家において全体の構成比より高くなっている。これをコーホート別にみると、第Ⅰ・Ⅱコーホートの「再生産」グループがやはり

全体と同じくⅡ兼農家で高い割合（77.8%）を示し、「非再生産」グループは専業農家と非農家で高い割合（33.3%、29.2%）を示している。これに対して、第Ⅲ・Ⅳコーホートでは、「再生産」グループがⅡ兼農家と非農家で高い割合（71.4%、28.6%）を示し、「非再生産」グループは専業農家とⅠ兼農家で高い割合（15.8%、31.6%）を示している。

以上を概括してみると、Ⅱ兼農家の増大という全体の傾向を主に担ったのは、どのコーホートにおいても直系家族再生産をした家族であり、これに対して直系家族再生産をしていない家族は、特に第Ⅰ・Ⅱコーホートにおいて、専業農家と非農家にいわば留まっていたのである。こうした傾向をコーホート別の家族形態と重ね合わせてみると、圧倒的に核家族形態であった第Ⅰ・Ⅱコーホートの「非再生産」グループが専業農家と非農家の両極にあり、他方同じコーホートの「再生産」グループの家族は、跡取り世代が兼業に従事し親世代が農業に従事する直系家族であるということになる。しかもその多くは兼業の方に傾いたⅡ兼農家なのである。また第Ⅲ・Ⅳは「再生産」「非再生産」に関わらずⅡ兼農家が多いということになる。勿論「再生産」グループや第Ⅲ・Ⅳコーホートにも専業農家やⅠ兼農家が存在しているから、家業経営と世代的連続性の両面で、宝坂の「家」は多様化しているのである。



表19 年齡階級別人口 (單位:人)

年齡 (歲)	1980	1990	增減
0~9	35	44	9
10~19	68	39	-29
20~29	57	34	-23
30~39	37	58	21
40~49	55	35	-20
50~59	74	53	-21
60~69	42	74	32
70~79	30	32	2
80~89	22	11	-11
90~	2	5	3
合計	422	385	-37

表20 年齡別他出人數(1990) (單位:人)

年齡 (歲)	人數	%
15~17	26	15.7
18~20	108	65.1
21~23	10	6.0
24~26	11	6.6
27~	3	1.8
不明	8	4.8
合計	166	100.0

表21 コーホート別家族形態('80)(単位:戸)

コーホート	直系家族	核家族	N	C	M	B	単独世帯	合計
I(-T14)	8	15	5	4	6	0	3	26
II(-S10)	21	14	10	3	1	0	1	36
III(-S20)	15	1	1	0	0	0	0	16
IV(-S30)	15	1	0	0	0	1	0	16
合計	59	31	16	7	7	1	4	94
(%)	(62.8)	(33.0)					(4.3)	(100.0)

表22 コーホート別家族形態('90)(単位:戸)

コーホート	直系家族	核家族	N	C	M	B	単独世帯	合計	転出	不明
I(-T14)	9	10	2	5	3	0	4	23	3	0
II(-S10)	15	19	8	8	3	0	1	35	0	1
III(-S20)	14	2	2	0	0	0	0	16	0	0
IV(-S30)	14	1	0	0	0	1	1	16	0	0
合計	52	32	12	13	6	1	6	90	3	1
(%)	(57.8)	(35.6)					(6.7)	(100.0)		

表23 コーホート別家族形態('99)(単位:戸)

コーホート	直系家族	核家族	N	C	M	B	単独世帯	合計	転出	不明
I(-T14)	8	9	2	4	3	0	3	20	5	1
II(-S10)	18	12	3	6	3	0	1	31	1	4
III(-S20)	10	4	2	2	0	0	0	14	0	2
IV(-S30)	10	2	1	1	0	0	0	12	0	4
合計	46	27	8	13	6	0	4	77	6	11
(%)	(59.7)	(35.1)					(5.2)	(100.0)		

注:Nは夫婦と未婚の子女、Cは夫婦のみ、Mは母と未婚の子女、Bは兄弟

表24 コーホート別直系家族再生産('80-'99) (単位: 戸)

コーホート	再生産('90)	再生産('99)	非再生産	合計	転出	不明
I(-T14)	8	1	12	21	5	0
II(-S10)	11	9	11	31	1	4
III(-S20)	2	4	8	14	0	2
IV(-S30)	0	1	11	12	0	4
合計	21	15	42	78	6	10

表25 直系家族再生産・非再生産別家族形態('99) (単位: 戸)

(1) コーホート I・II

家族形態	再生産('90)	再生産('99)	非再生産	合計	転出	不明
直系家族	16	10	0	26		
核家族	0	0	21	21		
N	0	0	5	5		
M	0	0	6	6		
C	0	0	10	10		
単独世帯	1	0	3	4		
不明	1	-	-	1	6	4
合計	18	10	24	52		

(2) コーホート III・IV

家族形態	再生産('90)	再生産('99)	非再生産	合計	転出	不明
直系家族	2	4	14	20		
核家族	0	1	5	6		
N	0	1	2	3		
M	0	0	0	0		
C	0	0	3	3		
単独世帯	0	0	0	0		
不明	-	-	-	-	0	6
合計	2	5	19	26		

表26 コーホート別・専業別農家数 (単位:戸)

年次 コーホート	1980年					1999年					
	専業	I兼	II兼	非農	合計	専業	I兼	II兼	非農	合計	不明
I(~T14)	6	8	5	7	26	5	1	10	4	20	6
II(~S10)	11	13	8	4	36	5	7	16	3	31	5
III(~S20)	4	5	5	2	16	1	2	8	3	14	2
IV(~S30)	3	9	4	0	16	2	4	5	1	12	4
合計	24	35	22	13	94	13	14	39	11	77	17

注:1999年の「不明」には転出(6戸)を含む。「専業」の区別は聞き取りによる(表27も同じ)。

表27 直系家族再生産・非再生産別の専業別農家数 (単位:戸)

年次 コーホート I・II	1980年					1999年					
	再生産	非再生産	転出	不明	合計	再生産	非再生産	転出	不明	合計	不明
再生産	7	14	6	0	27	2	4	21	0	27	0
非再生産	7	6	5	6	24	8	4	5	7	24	0
転出	1	0	1	4	6	0	0	0	0	0	6
不明	2	1	1	1	5	0	0	0	0	0	5
合計	17	21	13	11	62	10	8	26	7	51	11

年次 コーホート III・IV	1980年					1999年					
	再生産	非再生産	転出	不明	合計	再生産	非再生産	転出	不明	合計	不明
再生産	2	3	2	0	7	0	0	5	2	7	0
非再生産	4	9	4	2	19	3	6	8	2	19	0
転出	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
不明	1	2	3	0	6	0	0	0	0	0	6
合計	7	14	9	2	32	3	6	13	4	26	6

年次 全コーホート	1980年					1999年					
	再生産	非再生産	転出	不明	合計	再生産	非再生産	転出	不明	合計	不明
再生産	9	17	8	0	34	2	4	26	2	34	0
非再生産	11	15	9	8	43	11	10	13	9	43	0
転出	1	0	1	4	6	0	0	0	0	0	6
不明	3	3	4	1	11	0	0	0	0	0	11
合計	24	35	22	13	94	13	14	39	11	77	17

## 第二節 村落機構の展開

役職組織の変遷 第二章の表 18 に示したように宝坂の役職組織は、他の地区に比べてやや特異な構成となっている。区長・副区長は変わらないが、班長ではなく組長が置かれ、また他の地区にはみられない評議員という役職が置かれている。

他の地区に比べての宝坂の組長の特異性というのは、他の地区では組長の下に班長が置かれており（中石井、下関など）、組長は班長を統括する位置にあるのに対し、宝坂では組長が同時に回覧版の各戸への伝達など、他の地区での班長の役割を担っている点である。しかしこれが単なる名称だけの違いでないのは、宝坂の組長は、その選出母体であるツボ範囲の共同（特にミチツクリやメバライなどの共同作業を統括し、ツボの集まりは組長宅で行われた）の中心であり、また地区の重要な決定に参画してツボの利害を主張する役回りを持っていたことに表れている。つまり他の地区での組長と同じ役割も担っているのである。

先にも述べたように宝坂のツボは、景観的にも独立性の高い小集落であり、またそれぞれ独自の祭祀対象と空間的な領域性（ツボの境がハッキリと呼ばれる行事に表れている）を持つ小字村落であり、地区の氏子惣代・信徒惣代（宝坂は神葬祭の地区で鎮守の宝坂神社とともに祖霊神社が祀られている）も各ツボ1名の選出となっている。したがって宝坂の役職組織はいわば「ツボ連合」とでも呼ぶべき形態をもっており、組長はこれを体現する役職なのである。ただし6つのツボのうち、清水内だけがツボ内を地域的に二分して2人の組長を出している。どうしてこのようになっているのかは、聞取りでも「昔からそうなっている」というだけで不明だが、「坪惣代」という名称が使われていた明治10年代の区有文書でも清水内の「坪惣代」は2名であった。表28に示したように清水内は幕末期にすでに14戸と最大の戸数をもっており、あるいはこれが要因であったかもしれない。なお明治後半期以降の組長名の記載された区有文書から判断すると、組長の選出はどのツボでも戸別の輪番制になっており、この点は戦後についても聞取りによって確かめられた。

次に評議員であるが、この役職が宝坂の区有文書に現われるのは、収集した資料の限りでは、昭和29年4月8日付の『宝坂区費歳入歳出決算書』（資料リスト番号247）からである。因みに町村制以降の各時期の『宝坂区役員名簿』等（資料リスト番号168・173・215・228・242）から役員の名称と員数を整理すると次の通りであった（括弧

内は員数)。

明治 45 年 区長(1)、副区長(1)、組長(7)、氏子惣代(6)、信徒惣代(6)、衛生係(7)

大正 6 年 区長(1)、区長代理(1)、組長(7)、氏子惣代(6)、信徒惣代(6)

昭和 8 年 区長(1)、代理者(1)、組長(7)、代議員(12)、氏子惣代(6)、信徒惣代(6)  
衛生世話係(7)、分教場世話係(2)、経済更生実行委員(11)

昭和 15 年 区長(1)、副区長(1)、組長(7)、代議員(12)、神社惣代(6)、信徒惣代(6)  
衛生世話係(7)、分教場世話係(7)、村会議員(2)、農会惣代(2)  
農事実行組合長(3)、養蚕実行(正副)組合長(2)、隣保班長(8)

昭和 22 年 駐在員(1)、坪世話係(7)、代議員(12)

戦後の役員名簿は残されていないが、昭和 27 年までの『決算報告』(資料リスト番号 243~245) 末尾の記載は、「(肩書きなしの) 人名」から「区役員」宛になっており、また昭和 28 年では「区長・区長代理」から「各坪組長・同評議員」宛、昭和 29 年が「駐在員・副駐在員」から「各坪組長・同評議員」宛となっている。昭和 30 年以降は、「駐在員」という名称は使われていない。

こうした役職構成の変遷には日本の近代における行政と村落の関係が反映しており興味深い。役職組織の基本的な枠組は変わっていないことが確認されるであろう。すなわち区長・副区長・組長がそれである。これに対して評議員は戦後(おそらく占領期以降)の役職である。ただ上の整理では、昭和戦前期にも各ツボ 2 名の代議員という役職があり、これが戦後の評議員に対応しているようにみえる。

しかし代議員は大正 15 年 4 月 21 日付の『代議員設置規定』(資料リスト番号 191、なお資料 3 参照)により設置されるようになったもので、この『規定』の文面からすると、「区総会」に代る協議決定機関として設けられた「代議員会」を構成する役職であった。つまりこれは大字村落の「村会」であった。尤も「代議員会」が「区総会」に代る機関であったのは昭和初期の一時期だけだったようで、昭和 4 年以降には「代議員・氏子惣代・組長・信徒惣代会」(資料リスト番号 206)というように他の役職と合同のいわば「役員会」が開かれるようになっており、代議員はこの「役員会」を構成する一つの役職になっている。またこれとともに「区総会」も開かれるようになっていたのだが(資料リスト番号 208)、しかし収集した資料の限りでは「区総会」も昭和 7 年を最後に開催されてい

ない（資料リスト番号 213）。

これを裏付けるように、昭和 13 年の『宝坂区決議録綴』（資料リスト番号 226）に綴られた昭和 12 年 8 月 25 日「代議員及組長会」の決議のなかに次の一項がある。

第二号議案 代議員制度ハ区会ヲ代議員制度トシ万一組長合同会必用ト認メタル時  
ハ区長合同会ヲ招集スル事…万場異議ナク可決セリ

ここでは「代議員会」の位置付けを確認しながら実際に進行していた事態を改めて追認しているようにみえるが、重要なことは、ここで「合同会」といっている代議員の参加するいわば「役員会」が、明確に「区会」に代るものとなったことである。これが戦時下の「総動員体制」に特殊なものであったのかどうかを確認できる資料はないのだが、さきに述べたように昭和 8 年以降「区総会」の開催を確認できる資料もない。つまり戦時体制下において、代議員の参加する「役員会」が宝坂の協議決定機関となったのである。実は戦後についても、聞き取りでは「宝坂では役員会だけで区の総会はしていない」といい、ここでいう「役員会」に参加するのは区長、副区長に組長、評議員である。

代議員は各ツボ 2 名で、『規定』上はツボ毎の選挙（投票）で選ばれる。区有文書中にツボ毎の選挙を確認できる資料はないが、各種文書からみる限り組長のような輪番制ではない。また戦後の評議員は各ツボ 1 名で、規定はないが少なくとも輪番制ではない。つまり代議員、評議員ともツボ毎に選出される大字村落の協議決定機関の役職なのである。組長もこの中に加わっているが、代議員・評議員には地区内の「行政」上の任務はない。以上のように宝坂の役職構成に特徴的な組長と評議員は、大字村落の「ツボ連合」構造を基盤としつつ、戦時体制下で成立した「役員会」による地区運営の方式を継承したものであった。

地区運営の構造 このような「ツボ連合」構造を基盤とした「役員会」による地区運営の方式は、具体的にはどのような構造を持つのだろうか。一つの例として、昭和 13 年の『決議録』（資料リスト番号 226）の中にある昭和 13 年 6 月 26 日「代議員並ニ組長会」に次のような記載がある。

一、宝坂分教場柵垣修理ニ付清水内組長出案ニ付清水内部落トシテ柵垣修理ニ付費用ノ件区費トシテ支出スル事出来ズ寄附ニテ支出スル事希望セリ…児童通

学ノ別アリト云共区内ノ義務トシテ四月三日之決議ニ依リ区ノ事業トシテ執行スル上ハ区費ニテ支出シ児童ノ通学ナクシテモ区ノ義務ハ同一トスル事ノ意見多数ニ付…今一應坪協議ノ上区長ニ報告シ面会要スル事約シ流会ナレリ

これは「分教場」の「柵垣」修理に関わる区費の支出をめぐる意見の相違であるが、この相違はツボ別の利害の違いに起因しているらしいこと、そしてその決着は「坪協議ノ上」図られるという構図が読み取れるであろう。同様な構図は同年7月25日の「組長並二代議員会」にもみられる。

一、豊里村宝坂日向内地内橋縣補助工事許可ニ付区應援之件 補助工事竣工目的ニ付竹ノ内日向内兩關係部落之申出ニ依リ区之應援得度旨協議ス…宝坂ノ最モ必用橋梁ニ付應援之言アリ萬場一致ノ賛成ニヨリ金力的ニモ労力的ニモ應援スル事議長報告ニ及萬場異議ナク賛成ニ及決議ス

この場合はツボ別の利害の相違は表面化していないが、「日向内地内橋」の工事について「關係部落之申出」によって「区之應援」が決まっている。それは「宝坂ノ最モ必用橋梁」という理由であるが、おそらく「縣補助工事許可」も背景になっていると思われる。以上はいずれも戦時下の「総動員体制」のもとでの例であるから一定の留保を前提にしなければならないが、これらの事例から浮かび上がるのは、ツボ別利害の調整は「坪協議」を重ねるか、行政からの便宜の引き出しかのいずれかになるということであろう。

地区の財政と活動 ところで表29は、大正15年と昭和27年の区費支出項目を比較したものである。戦後の場合は祭典費用が別会計になって区費支出からは切り離されているが、祭典費用が「区費」の一部と考えられていることに違いはない。「地区の行政とお祭」というのは現区長の語る区長の職務であるが、経常的な支出項目はそれを現しているであろう。なおこれらの経費は基本的に各戸に均等に賦課される(資料4参照)。

「地区のお祭」というのは、大字村落全体の神社(宝坂神社と祖霊神社)の春秋2回ずつの「例祭」及び「皇霊祭」(彼岸の祭)と「大祓」であるが、祭がそれに関わる成員の統合を再生産する機能をもつとすれば、これらの祭の執行は、「ツボ連合」構造をもつ大字村落の村落機構にとっては重要な活動領域の一つであろう。他方ではツボ毎



の祭祀も行われているからである。実際のところ宝坂における「地区の祭」は、明治になって新たに創出されたものであり、近世以来の「ツボの祭」よりも新しい。「地区の祭」はその創出の当初から、「ツボ連合」構造をもつ大字村落の、その範囲における社会的統合を作り出す役割を担っていたものであり（資料リスト番号 35～38、44～52、54、61、74）、村落機構の重要な活動の一部であったのである。

これらの他に地区全体の必要に関わる事柄、例えば消防設備・器具の整備とか分教場の補修あるいは地区公民館の建設などの費用は当然行政からの支出を引き出さなければならず（資料リスト番号 253・255・258）、それも区長の重要な任務ということになる（資料 5 参照）。その場合行政からの支出は大抵「補助」であるから、一定部分は地区内各戸からの「寄付」になるのだが、これは各戸にとっては事実上「区費」と同じ性質をもつことになろう。

現在、宝坂にとって明治以降長年の課題であった地区内道路の整備も幹線の舗装が終了し、圃場の基盤整備もほぼ完了している。これにともない、先に述べたツボ毎の共同作業や農作業上のユイも行われなくなっている。またツボ毎に行われていた各種の講も、高齢者のみになったために「抜ける」家が出てきているという。つまりツボの統合を維持してきた慣行が衰退しているのである。同様に「地区のお祭」も、「勤めにでている」世帯が多くなると伝統的な祭日には人が集まりにくくなり、「参加するのは役員だけ」ということが多いという。またツボ毎の祭で行われていたキトウモチも「千本杵」ではなく機械で搗くようになって各戸から集める米も少なくなったというから、大字村落、小字村落どちらにおいても祭の持つ統合機能は弱体化しているようである。

こうした事態に対応するように宝坂では、「区長杯争奪」と銘打ったツボ対抗の「ソフトバレーボール大会」が 1980 年代の初頭から毎年開催されるようになってきている。これには各ツボ何チームでもよく、またチームには必ず女性が入っていなければならないが年齢の制限はない。地区の唯一の広場である公民館（元の分教場）前のゲートボール場が会場で、練習もこの広場をツボ毎に輪番に割り当てて夕方から行われる。勿論こうした地区のイベントが、これまでの村落祭祀に直ちに代り得るものではないにしても、これが一面では「ツボ連合」構造を背景としながら、他面で「家」単位であることを要件とする「家連合」的な参加の仕方を崩していることは確認できるであろう。この意味でこれは村落機構の新たな活動といえるであろう。

資料3 1926年4月21日 代議員設置規定

- 第一条 區民總會ニ代ヘル為代議員會ヲ設置ス
- 第二条 代議員會ハ通常會及臨時會ノ二種トシ區長之ヲ招集ス
- 第三条 通常會ハ每年一月之ヲ開キ臨時會ハ左ノ場合ニ之ヲ開ク
- 一. 區長ニ於テ必要ト認メタル時
  - 二. 代議員定數ノ五分ノ一以上ヨリ會議ノ目的タル理由ヲ提出シテ請求シタル時
- 第四条 代議員會ニ於テ總會ノ必要ヲ認メタル場合ハ區長ニ開會ヲ請求スルモヲ得
- 第五条 代議員ハ其部落ヲ選舉区トシ各選舉区ニ於テ戸主中ヨリ選舉ス 其定數左ノ如シ
- 戸數七戸ニ對シ一人トシ七戸ヲ増ス毎ニ一人ヲ増ス
- 前項ノ定數ハ總會ノ決議ニ依リ増減スル事ヲ得
- 第六条 代議員ノ任期ハ三ヶ年トシ選舉ノ日ヨリ起
- 第七条 代議員中欠員を生シ區長ニ於テ必要ト認メ又ハ其部落ヨリ申出アリタル時ハ補欠選舉ヲ行フヘシ
- 補欠選舉ニ依リ當選者ハ前任者ノ殘任間在任スルモノトス
- 第八条 代議員ノ選舉ハ組長選舉長トナリ之レヲ管理ス
- 第九条 投票ハ一人一票ニ限ル選舉人ハ代理人ニ依リ選舉ヲ行フコトヲ得
- 但一人ニテ二人以上ノ代理ヲ兼ネル事ヲ得ス
- 第十条 選舉ノ終リタル時ハ選舉長ハ其旨ヲ區長ニ報告スヘシ
- 但當選者當選ヲ辭シタル時ハ次点者ヲ以テ順次之ヲ補充ス
- 第十一条 代議員會ニ於テ議決スヘキ事項左ノ如シ
- 一. 議定變更若クハ改廢
  - 二. 歳入出予算賦課徵收ノ議定
  - 三. 決算報告認定事項
  - 四. 區行政ニ関スル建議又ハ請願ニ関スル事項
  - 五. 其他區長ニ於テ重要ト認メタル事項
- 第十二条 代議員會ノ議長ハ區長之レニ當ル區長事項アル時ハ代理者之レニ當リ區長代理者共事故アル時ハ出席代議員中ノ年長者ヲ以テ議長トナス
- 第十三条 會議ハ代議員定數ノ半数以上出席スルニ非ラサレハ開會スル事ヲ得ス會議ノ議事ハ出席議員ノ過半数ヲ以テ之レヲ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル
- 第十四条 議長及議員ハ自己ノ身上ニ関スル事件ニ付テハ會議ノ同意ヲ得ルニ非ラサレハ議事ニ參與スル事ヲ得ス
- 但會議ノ同意ヲ得テ意見ヲ述フル事ヲ得
- 第十五条 議長ハ決議録ヲ作り左ノ事項ヲ記載シ議長及出席議員二名以上之レニ記名捺印スヘシ
- 一. 開會ノ日時及場所
  - 二. 出席議員氏名
  - 三. 議事ノ要領
  - 四. 議決シタル事項
  - 五. 贊否ノ數
  - 六. 選舉シタル場合ハ其顛末
- 前項ノ決議録ニハ議案ヲ添付スヘシ
- 第十六条 議事ニ関スル細則ハ別ニ之リヲ定ム
- 第十七条 本規定ハ決議ノ日ヨリ之レヲ施行ス

大正十五年四月廿一日提出

資料4 1926年4月21日 區費徴収規程

第一條 區費ハ代議員会ノ決議ニ依ル歳入出豫算ノ歳入額中戸数割ヲ賦課シ毎年六月、十二月ノ二期ニ之ヲ徴収ス

第二條 賦課ハ部落組長ノ報告ニ依ル現在戸数トス

第三條 區費徴収ハ部落組長之ヲ司リ区長ニ納付スルモノトス

第四條 滞納者ハ法規ノ定ムル處ニ依リ處分スル事アル可シ

第五條 年度内決算額ニ剩餘ヲ生シタル場合ハ次年度ニ繰越スモノトス

第六條 本規定ハ大正十五年度ヨリ之ヲ施行ス

大正十五年五月三日提出

資料5 1964年8月25日 陳情書

学校教育の重要さを御理解のもとに「町づくりは人づくり 人づくりは教育より」のお考えより、町発達の為更に教育向上の為に、日夜御盡力下さる町長さんを始め関係者各位に対しまして衷心より厚く御礼申し上げます。当区内、宝坂分校もお陰様にて施設設備も町当局の深い御理解に依りまして教育諸条件が着々充実され、教育の向上に向って邁進しつつある事は当区民一同深く感謝いたしております。

然し、教育の近代化が進められております今日、いまだ宝坂分校に電話架設のない事を幾多の不便さを感じてまいりました。本校分校の連絡は勿論のこと、学童の病氣、怪我、その他緊急の場合など特に必要感じておりました。

ここに私達区民一同が相談の結果、町当局の計画的な財政上、全額町負担をお願いしましては誠に恐縮存じますので、架設費については当区民が応分の負担をいたしますので、維持費のみを今後町負担にお任せしたいと存じます。

町当局におきましては、年度当初の計画もあり、何かと不都合の点もございましょうが、私達区民の事をよくみとりの上、是非実現して下さいますよう懇願いたす次第で御座います。

昭和三十九年八月二十五日

表28 ツボ別戸数 (単位:戸)

ツボ	1866	1908	1980	1990
清水内	14	14	19	21
日向内	6	10	11	13
竹ノ内	5	6	11	11
手元	9	11	22	20
柳館	10	11	19	18
入宝坂	9	10	11	11
合計	53	62	93	94

表29 行政区の財政

大正13年度後半期		大正14年度前半期		昭和27年度		
支出	金額(銭)	支出	金額(銭)	支出	金額(円)	備考
秋季皇霊祭	159	租税	55	消耗品	750	筆墨紙代
新嘗祭	1670	神社割	100	運搬費	150	帳簿筭引継運搬費
運送代	100	春季皇霊祭	1187	会議費	1170	代議員会組長会
租税	58	村社祭典	3212	衛生費	1070	春秋2回
電燈料	250	租税	89	馬車費	1489	伝貧検査予防注射
区費割合	320	大祓	700	神社割	110	
筆墨料	75	電燈料	350	家屋調査費	300	
火ノ見補助	3000	区費割合	330	記念樹植付費	200	
大祓	650	筆墨料	100	予備費木炭代	300	
合計	6280	ポンプ修理	2000	電燈料	1350	祖霊神社電燈料
		合計	9368	合計	6889	

付属資料:矢祭収集資料リスト

注:宝坂区有文書である。収集はすべて筆写及びコピーによる

番号	年号	年	月	日	表題
1	天文	8	0	0	大般若波羅蜜多經
2	慶長	8	0	0	慶長8年水帳写
3	慶長	8	0	0	慶長8年名寄合計
4	元禄	14	0	0	元禄14年百姓分限帳
5	元禄	14	0	0	惣百姓分限帳
6	明和	3	0	0	明和3年宝坂村惣百姓
7	慶応	4	6	14	宝坂村人足勤方につき議定
8	明治	1	10	2	明治元年家ごわし騒動
9	明治	4	5	0	宝坂村野飼馬取り締りにつき議定
10	明治	5	0	0	持地代附書上一村合帳
11	明治	5	7	0	為取替申證書之事
12	明治	5	0	0	田畑税納御改正御布告
13	明治	6	4	0	神祇葬祭執行規定
14	明治	8	5	0	改正反別合計帳
15	明治	9	0	0	地価名寄
16	明治	9	4	6	諸帳簿受渡目録
17	明治	10	2	23	村社加列之儀二付御願
18	明治	10	8	30	第十八区町村会仮規則
19	明治	11	3	11	村會議員選挙人名簿
20	明治	11	3	11	議員投票開札点検簿
21	明治	11	3	22	議長選挙人名簿
22	明治	11	3	22	幹事選挙人名簿
23	明治	11	0	0	村會議員選挙人名簿
24	明治	11	3	22	議員仮規則
25	明治	11	4	28	第十八区々会議決書
26	明治	11	7	7	村會成議案
27	明治	11	7	10	議目
28	明治	11	8	20	村會議目
29	明治	11	12	21	議目
30	明治	11	12	21	第壹章 村會議目
31	明治	11	12	21	第二章 村會議目
32	明治	11	0	0	山林原野合計帳
33	明治	12	2	0	敬神会社規則
34	明治	12	4	15	神風講社連名録
35	明治	12	7	19	村社拜殿建築録
36	明治	12	7	25	(寄附呼びかけ)
37	明治	12	10	8	社寺明細調
38	明治	12	12	20	祠掌願
39	明治	12	0	0	宝坂小学資金年割取立帳
40	明治	13	2	24	博打製禁議旋書
41	明治	13	2	27	村會議員選挙名簿
42	明治	13	2	27	消防組引立成規
43	明治	13	9	30	集會會場規則
44	明治	13	10	3	祖靈社設置成議案
45	明治	13	10	10	祖靈社設置録
46	明治	13	10	10	祖靈社設置録
47	明治	13	10	30	祖靈社設置願
48	明治	13	10	30	祖靈社設置願
49	明治	13	12	30	村社熊野宮建設録 祝詞
50	明治	14	2	1	村社熊野宮建設録 緒言
51	明治	14	4	22	祖靈社新築諸費仕訳表

52	明治	14	4	22	祖靈社新築諸費仕訳表
53	明治	14	5	15	村会規則上申
54	明治	14	5	24	村社神殿建設成議案
55	明治	14	6	4	村會成議案
56	明治	14	6	4	村會成議案
57	明治	14	6	4	村會成議案
58	明治	14	8	12	宝性寺客殿付物目錄
59	明治	14	8	28	蓄穀保存成議案
60	明治	15	1	26	村社新築費統計表
61	明治	15	3	8	祖靈本殿設置議案
62	明治	15	3	8	建議書
63	明治	15	3	10	第壹條
64	明治	15	3	12	村會成議案
65	明治	15	3	20	第壹條
66	明治	15	5	3	鉄砲所持人名取調簿
67	明治	15	5	5	祖靈合祀設立再願
68	明治	15	5	5	福島縣東白川郡宝坂村祖靈合祀社設置取調書
69	明治	15	5	7	村會關係綴り
70	明治	15	7	3	祖靈合祀社資本金御引直願
71	明治	15	7	3	祖靈合祀社資本金御引直願
72	明治	15	8	22	村會成議案
73	明治	15	12	21	(祖靈神社明細)
74	明治	16	3	19	祭典成議案
75	明治	16	9	30	村會成議案
76	明治	16	9	30	地籍編纂費額課賦方法成議案
77	明治	16	9	30	明治十六年自七月至十二月村費予算成議案
78	明治	16	9	30	蓄穀方法積立成議案
79	明治	16	10	5	学資利子取立帳
80	明治	16	10	9	明治十六年臨時村會成議案
81	明治	16	10	10	村會成議案
82	明治	16	10	13	村會成議案
83	明治	16	10	13	明治十六年自七月至十二月村費支出予算成議案
84	明治	16	10	13	蓄穀方法積立成議案
85	明治	16	10	13	地籍編纂費額徵收方法議案
86	明治	16	10	27	宝坂村村会規則更正具狀書
87	明治	16	10	27	宝坂村村会規則更正具狀書
88	明治	16	12	0	節儉方法審議案附録
89	明治	16	0	0	小学校資金予算徵收方法
90	明治	17	1	30	蓄穀並共有穀仕訳簿
91	明治	17	1	0	馬籍表
92	明治	17	3	18	明治十六年二月宝坂村村会議決
93	明治	17	3	18	明治十六年二月宝坂村村会議決
94	明治	17	3	18	明治十七年度自一月至十二月協議費支出予算及其徵收方法成議案
95	明治	17	3	18	定使職務心得成議案
96	明治	17	3	18	定使給料成議案
97	明治	17	3	18	節儉方法成議案
98	明治	17	3	18	節儉議案捺印帳
99	明治	17	3	18	節儉議案捺印帳
100	明治	17	3	18	節儉方法審議案附録
101	明治	17	4	22	節儉方法成議案
102	明治	17	6	24	祖靈神社明細調之内追加
103	明治	17	7	21	宝坂村村會成議案
104	明治	17	7	21	世話掛設置成議案
105	明治	17	7	21	世話掛設置予算徵收成議案
106	明治	17	7	21	祖靈神社永續金取扱成議案
107	明治	17	9	23	賛成簿

108	明治	18	1	18	祖霊社永続金報告仕訳帳
109	明治	18	1	18	祖霊社永続金報告仕訳帳
110	明治	18	5	15	(蓄穀改)
111	明治	18	6	11	明治十八年 規約書
112	明治	18	6	0	墓地管理者設置法方
113	明治	18	8	18	墓地絵図
114	明治	18	9	3	(蓄穀改)
115	明治	18	10	17	臨時村社祭典並一村御神事
116	明治	19	2	28	臨時村會成議案
117	明治	19	4	10	勤儉盟約書
118	明治	19	9	5	磐城国東白川郡宝坂村地内里道式等線修繕並潰地之義二付願
119	明治	19	0	0	十九年世話係設置協議案
120	明治	19	0	0	(盟約書連名簿)
121	明治	20	2	27	明治廿年度地方税及村費戸数割等差
122	明治	20	8	26	里道線開修寄附人足之儀願
123	明治	21	2	23	明治廿一年度戸数等差割上申書
124	明治	21	12	15	明治二十一年度 獸畜死屍焼埋場設置願
125	明治	21	0	0	名寄帳合計
126	明治	22	3	31	町村制実施につき令達
127	明治	22	7	9	廿二年度議事録綴
128	明治	23	3	21	区費遣払仕訳帳
129	明治	23	4	0	区費ノ出金ヲ謝ス
130	明治	23	7	0	区費遣払仕訳帳
131	明治	23	8	6	宝坂区内洪水の状況
132	明治	23	9	0	協議書
133	明治	24	9	10	決約書
134	明治	26	2	0	豊里協和会會員名簿
135	明治	28	8	16	コレラ病ニ関スル決議
136	明治	28	8	0	区費遣払仕訳帳
137	明治	29	1	27	(協議会決議録)
138	明治	29	2	2	宝坂共有蓄穀並地所建物売却仕訳帳
139	明治	29	4	6	尋常校設置願
140	明治	29	0	0	雜記合巻綴
141	明治	30	1	0	節儉規約書
142	明治	30	1	5	共有金配当仕訳帳
143	明治	30	1	20	共有金利子取立帳
144	明治	32	6	30	豊里村農会委員人名簿
145	明治	33	8	0	区費遣払割合帳
146	明治	33	12	13	清潔法保存方法
147	明治	34	5	5	祖霊社留守区内 決定書
148	明治	35	8	30	宝坂より高野地分区につき契約書
149	明治	35	8	0	区費遣払割合帳
150	明治	35	12	0	決議書
151	明治	36	2	0	東白川郡矯風会追加規約
152	明治	36	12	25	決定書
153	明治	36	12	27	字後田還線道路人夫割合帳
154	明治	36	0	0	豊里青年連判簿
155	明治	38	9	0	稲麦乾燥改良組規約書
156	明治	38	12	0	道路開修 契約證
157	明治	38	0	0	豊里村衛生組規約書
158	明治	39	9	8	片貝道路工事人夫出勤簿
159	明治	41	7	0	区費遣払割合帳
160	明治	41	8	31	村社維持基本金之議提案
161	明治	41	0	0	宝坂区役員名簿
162	明治	42	8	24	豊里村風俗取り締りにつき達
163	明治	42	0	0	豊里村大字宝坂 衛生組合人名簿

164	明治	43	8	0	役員簿
165	明治	44	12	21	区費遣払割合帳
166	明治	45	0	0	(村長沿革)
167	明治	45	0	0	森林原野制度調査書
168	明治	45	8	0	宝坂区役員名簿
169	大正	2	10	0	堰数取調書上帳
170	大正	4	5	9	決議書
171	大正	4	6	30	宝坂分教場 準備金保存規約
172	大正	5	1	1	道路改修の建議書
173	大正	6	7	30	宝坂神社祖霊社合併請願委任書
174	大正	7	8	0	宝坂分教場 準備金保存規約
175	大正	8	3	22	決議書
176	大正	9	7	31	宝坂神社二関スル書類
177	大正	9	12	0	決議書
178	大正	12	1	0	決定書
179	大正	12	3	30	豊里村農会総代選挙人名簿
180	大正	13	9	0	産馬畜産組合総代会議員 村会議員 選挙人名簿
181	大正	14	3	4	決議録
182	大正	14	5	28	村会議員選挙人名
183	大正	14	8	1	大正拾参年度後半期 大正拾四年度前半期 区ヒ割合簿
184	大正	14	10	0	氏子総代 信徒総代 選挙人名簿
185	大正	14	11	18	氏子惣代信徒惣代 選挙録
186	大正	14	12	25	建議書
187	大正	15	4	1	決議書
188	大正	15	4	5	決議録
189	大正	15	4	8	決議録
190	大正	15	4	13	決議録
191	大正	15	4	21	代議員設置規定
192	大正	15	4	21	決議録
193	大正	15	5	3	会議録
194	大正	15	5	3	議事細則
195	大正	15	5	3	区費徴収規定
196	大正	15	5	28	會議録
197	大正	15	4	0	道路修繕寄附帳
198	大正	15	0	0	区費遣払帳
199	大正	15	0	0	大正15年度歳入出予算
200	昭和	2	0	0	歳入出簿
201	昭和	2	1	15	會議録
202	昭和	3	3	28	発収簿綴
203	昭和	3	10	29	決議事項
204	昭和	4	9	10	産馬畜産組合選挙人名簿
205	昭和	4	9	27	東白川郡産馬畜産組合選挙録
206	昭和	4	10	18	代議員 氏子惣代 組長 信徒惣代会會議録
207	昭和	4	11	22	氏子惣代建碑委員協議会決議書
208	昭和	4	11	28	区總會決議録
209	昭和	4	0	0	昭和四年度宝坂区現在戸数調
210	昭和	5	1	5	組長会 氏子惣代会 代議員会 建碑委員 信徒惣代会決議書
211	昭和	6	7	15	規約書
212	昭和	6	8	0	歳入出簿
213	昭和	7	10	3	区總會決議書
214	昭和	8	8	0	大字宝坂区費歳出入予算表
215	昭和	8	8	1	宝坂区役員名簿
216	昭和	8	10	0	氏子惣代 信徒惣代 選挙人名簿
217	昭和	9	7	0	宝坂区費収支明細書
218	昭和	10	1	0	宝坂区役員名簿
219	昭和	10	3	7	堀戸川筋笹野田輪堰用水路改修工事設計書



220	昭和	10	3	7	宝坂用水組合規約書
221	昭和	10	8	1	宝坂区費収支明細書
222	昭和	10	8	0	宝坂区費歳入出予算表
223	昭和	11	1	1	宝坂区役員名簿
224	昭和	12	0	0	宝坂部落常会記録綴
225	昭和	12	1	1	宝坂区役員名簿
226	昭和	13	0	0	宝坂区決議録
227	昭和	13	8	0	宝坂区費歳入歳出予算表
228	昭和	15	8	0	宝坂区役員名簿
229	昭和	16	8	0	宝坂区役員名簿
230	昭和	18	8	0	宝坂区役員名簿
231	昭和	18	8	0	決算書
232	昭和	18	9	30	納税組合員名簿
233	昭和	19	8	0	宝坂区役員名簿
234	昭和	19	8	0	決算書
235	昭和	20	8	0	歳入出決算書
236	昭和	20	8	0	経費支払帳
237	昭和	21	8	0	宝坂区区費歳入歳出予算明細書
238	昭和	21	8	0	宝坂区区費決算報告書
239	昭和	21	8	0	神社費並祭典費決算報告書
240	昭和	21	8	0	歳入出決算簿
241	昭和	21	0	0	神社関係綴
242	昭和	22	0	0	区費会計簿
243	昭和	25	4	1	区費決算報告書
244	昭和	26	4	1	区費決算報告書
245	昭和	27	4	0	宝坂神社祖霊神社祭典費控
246	昭和	27	4	1	大字宝坂字岐井堰工事に関する記録
247	昭和	28	3	31	区費決算報告書
248	昭和	29	0	0	昭和二十九年年度決算書
249	昭和	32	4	11	昭和三十一年度宝坂区費決算書
250	昭和	33	4	0	昭和参拾貳年度区費決算書
251	昭和	35	8	1	覚書
252	昭和	36	3	28	可搬式ポンプ購入収支寄附金決算書
253	昭和	39	8	25	陳情書
254	昭和	41	4	0	昭和41年度宝坂区予算書案
255	昭和	46	0	0	陳情書
256	昭和	46	7	1	御寄附帳
257	昭和	47	4	1	宝坂部落公民館陳情書
258	昭和	47	8	22	陳情書
259	昭和	8	8	1	昭和八年度宝坂区費予算収支明細書

以上3章6節にわたって述べてきたこと補充しつつ、findingsを要約して結びにかえたい。

1. 大都市近郊地域の事例として取り上げた蓮田市は、高度成長期以降における住宅地化の進行につれて農業は衰退して行ったが、北部における梨栽培、南部における米と野菜を中心に近郊農業地域を残している。同市域における地域自治組織は、行政当局の「自治員制」に対応した都市型の自治会となっているが、北部と南部の近郊農業地域における組織形態を検討した結果、自治会あるいは連合自治会の名称のもと、両地域とも大字範囲の自治組織を維持しており、道路・排水路管理の共同作業の単位となっていた。また農家組合も事実上自治会と一体化していた。
2. 他方山間農村の事例として取り上げた矢祭町は、高度成長期以降における若年層の流出によって人口自体は大きく減少したが、世帯数はそれほど大きな減少をみせず、中山間の農業地域として存在してきた。同町域における地域自治組織は、明治町村制以来引き継がれた行政区を基本にしているが、その役職組織は、一面では行政補完的機能を拡大しつつも、他面では家々の生産・生活の共同組織を統括する村落機構としての側面を維持していた。しかし圧倒的な兼業化と高齢者世帯の増加によって、従来の「家」を単位とした共同組織の維持が困難となる傾向も現われており、住民生活の行政サービス依存が深まるにつれて、村落機構としての側面を形骸化してきている。
3. 蓮田市の自治会においては都市化地域にも拘わらず、自治会未加入世帯の割合は概して小さく、また来住世帯に対する自治会役員による加入働きかけが行われている。これには一定の居住世帯数を基準にした自治員制度が影響していると考えられ、実際に来住世帯の増加によって自治会を分割して、自治会数が増加してきた。ただし農業地域では、旧来の小字村落あるいは大字村落の範囲での自治組織を崩しておらず、未加入世帯に対しては班組織を通さずに自治会長が直接行政連絡を行うという対応をしていた。
4. 矢祭町でも行政区に未加入の非農家来住世帯に対しては同様の対応がみられるが、矢祭町の場合、この自治組織への加入は同時にツボ及びクミナイと呼ばれてきた共同・互助組織への加入を意味し、これは農業経営を基軸にして世代的連続性を前提にした「家」を単位として構成される構造的な原理を持続しているため、非農家来住世帯の加入は難しい側

面がある。このため来住世帯が地域的に纏まっている場合にはそれを独立の班に組織するか、そうでない場合には互助組織と行政用の班を区別して行政用の班に加入させるなどの対応をしている。

5. しかし矢祭町において増加している高齢者のみの世帯のなかには、こうした互助・共同組織への参加の継続が困難になる「家」も現われており、これまで通りの自治組織の構造は形骸化が進行している。

6. 他方で矢祭町の行政区では村落祭祀を重要な活動の領域として組み込んでおり、この活動を通して、特に大字村落範囲の統合を再生産しているとみられる。この点は、大字内を区分した範囲に個別の行政区を複数組織している商業地域を含む地区において、この祭祀の時だけに役割をもつ「代表区長」を設定していることに顕著である。

7. 矢祭町宝坂における家族は、特にその第Ⅰ・第Ⅱコーホート家族（1980年調査時点における最下位世代核家族の夫ないし妻の生年が昭和10年以前の家族）において、この約20年間に直系家族再生産を実現できなかった家族が多く存在し、宝坂では、若年層の流出及び跡取り層の結婚難によって直系家族再生産の延期という事態が進行している。またこれらの家族は専業農家と非農家の両極に分布しており、同コーホートの直系家族再生産家族及び第Ⅲ・Ⅳコーホート家族が第Ⅱ種兼業農家に集中しているのと対照的である。

9. 宝坂の村落機構は、明治以降の変転を引き継ぎながら戦時体制下で形成された構成を引き継いでいる。それは「ツボ連合」構造を基盤とした「役員会」による地区運営を特徴としているが、ツボ統合の弱体化にともなって、大字村落範囲の新たな統合スタイルが模索されている。